

資料

サイガ号(第二号)事件本案判決 みなみまぐろ事件暫定措置命令

青 木 隆／訳

はしがき

Iとして訳出するのは、国際海洋法裁判所が第二のサイガ号事件の本案に関して一九九九年七月一日に下した判決の本文である。この事件についてはすでに、本誌第七一卷第九号一二三―一五五頁に、船舶釈放に関する第一の事件の判決とともに、仮保全措置の要請に関する命令の和訳文を掲載した。本稿では基本的に、この拙稿と同文の箇所の訳出を省略し、引用箇所と記載頁を付記することとした。

IIは、ニュージーランドとオーストラリアが、みなみまぐろ資源の保存をめぐる日本との紛争に関して、調査漁獲の中止等の暫定措置を命じるよう求めた手続において、国

際海洋法裁判所が一九九九年八月二七日に行った命令の邦訳文である。この事件は、ニュージーランドとオーストラリアがそれぞれ日本を被告として手続を開始したために形式的には二つの別個の事件となるが、併合された手続から三国の当事者を対象とするひとつの暫定措置命令が行われたものである。

前回と同様、国際連合のウェブサイト上のITLOSホームページからインターネットを通じて入手した判決英語文(正文)を典拠とし、テキストの正確性について最終的な確認はしていないことをお断りしておきたい。また、訳文中の「」は原文のままであり、原文にはない記述を訳者が補った箇所には「」を付した。

I サイガ号(第二号) 事件

(セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島
対ギニア)

： 裁判所は、
審理を経て、
次のとおり判決を下す。

序

1 一九九八年一月一三日、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島(以下、セント・ヴィンセントという。)代理人は、海洋法に関する国際連合条約(以下、条約という。)第二九〇条5により、内燃機動力船サイガ号の拿捕及び抑留に関する暫定措置の命令のための要請を裁判所書記局に提出した。要請には、セント・ヴィンセントが一九九七年一月二二日にギニアに対して行ったサイガ号に関する紛争に関して条約附属書七に従って訴を提起する通告(以下、九七年通告という。)の謄本が添付されていた。要請の認証謄本は、同日、裁判所書記によりコナクリのギニア外務省に送付され、同国ドイツ駐箚大使にも託された。

2 一九九八年一月一三日、書記は、セント・ヴィンセン

ト代理人としてセント・ヴィンセント海事長官ボゾ・ダビノウィック氏の任命の通知を受けた。同月二〇日、ギニア代理人としてハンブルクの弁護士ハルトムート・フォン・ブレフェルン氏の任命が書記に通知された。

3 裁判所規程(以下、規程という。)第二四条3により、条約締約国は、書記による一九九八年一月二〇日付口上書によって、暫定措置の命令の要請の通報を受けた。一九九八年二月二〇日、書記は、国際連合と裁判所との間の協力及び関係に関する協定に従って、国連事務総長に通報した。

4 一九九八年二月二〇日付書簡により、ギニア代理人は、ともに条約の締約国であるギニアとセント・ヴィンセントとの間でセント・ヴィンセント政府が一九九七年一月二二日の通報により開始した仲裁手続を国際海洋法裁判所に移すことについての合意を構成する同日付の交換書簡(以下、九八年合意という。)を裁判所に通告した。九八年合意は、次のとおりである。

[省略 命令第14項(拙稿一四四―六頁)参照。ただし、書簡附属書は次のとおり。]

附属書

サイガ号事件(セント・ヴィンセント対ギニア)

国際海洋法裁判所における手続のための合意された日程

一九九八年 六月一九日 セント・ヴィンセントによる申述

書提出

一九九八年 九月一八日 ギニアによる答弁書提出

一九九八年一〇月三〇日 セント・ヴィンセントによる抗弁書提出

書提出

一九九八年二月二一日 ギニアによる再抗弁書提出

一九九九年二月 口頭弁論

5. 一九九八年二月二〇日命令により、裁判所は、「セント・ヴィンセントが一九九七年二月二二日に付したサイガ号に関してギニアに対する手続を提起する通告は、同日に裁判所に適正に付されたものとみなされる」こと及び「暫定措置命令の要請」は、条約第二九〇条1及び裁判所規則第八九条1に従って適正に裁判所に提出されたものとみなされる」ことを決定した。同命令により、事件は、「サイガ号」(第二号)事件として件名簿に記録された。

6 裁判所は、規則第五九条及び第六〇条に従って、当事者の見解を確認した後、一九九八年二月二三日命令により、事件の訴答書面提出のための期限を次のとおり定めた。すなわち、セント・ヴィンセントの申述書が一九九八年六月一九日、ギニアの答弁書が同年九月一八日、セント・ヴィンセントの抗弁書が同年一〇月三〇日、ギニアの再抗弁書が同年十一月一日である。

7 一九九八年二月二〇日命令及び二三日命令の通報は、書記により当事者に伝達され、後刻その謄本が送付された。

8 一九九八年三月一日命令により、裁判所は、暫定措置の指示の要請に次のとおり決定を行った。

(省略 命令第52項(拙稿一五四―五頁)参照)

9 命令の謄本は、一九九八年三月二一日、規則第九四条に従って当事者に送付された。

10 条約締約国は、書記による一九九八年四月二四日付口上書によって、九八年合意並びに二月二〇日命令、二月二三日命令及び三月一日命令の通報を受けた。同日、国連事務総長も通報を受けた。

11 一九九八年六月一九日、セント・ヴィンセントは、申述書をファクシミリにより裁判所に提出した。申述書及び援用書類の原本は、一九九八年六月二二日及び同年七月一日に書記局に提出された。

12 一九九八年九月八日付書簡によりギニア代理人は、答弁書の提出期限を延期するよう要請した。裁判所長は、当事者の見解を確認した後、同年九月一六日命令により、ギニアの答弁書提出期限を同年一〇月一六日に延期した。引

き続き、裁判所は、当事者の見解を確認した後、一九九八年一月六日命令によりセント・ヴィンセントの抗弁書提出期限を一九九八年一月二〇日に、ギニアの再抗弁書提出期限を同年二月二八日に延期した。

13 ギニアは、一九九八年一月一六日に、答弁書を提出し、その謄本が、同月一九日にセント・ヴィンセント代理人に送付された。セント・ヴィンセントの抗弁書は、一九九八年一月二〇日に書記局に提出された。ギニアの再抗弁書は、一九九八年一月二八日に書記局に提出され、その謄本は同月二九日にセント・ヴィンセント代理人に送付された。

14 裁判所長は、一九九九年一月一八日命令により同年三月八日を口頭手続開始の日と定めた。

15 一九九九年二月四日、当事者の代表者との会合において、裁判所長は、口頭手続中に証拠又は申立により取り組む争点に関する見解を確認し、文書類提出を規則第六三条1及び2並びに第六四条3に従って完了するよう要請した。

16 一九九九年二月一九日並びに同年三月一日及び四日、規則第七二条に従って、証人及び専門家に関する情報が当事者により裁判所に提出された。

17 一九九九年三月一日、書記は、セント・ヴィンセント

代理人ボゾ・ダビノウィック氏の死亡及び同国代理人としてセント・ヴィンセント駐英高等弁務官カーライル・D・ドゥガン氏の任命の通報を受けた。

18 書面手続が終結し、口頭手続が開始する前の一九九九年三月一日、二日及び五日、裁判所は、規則第六八条に従って、冒頭評議を開催した。

19 裁判所長は、一九九九年三月二日の当事者の代表者との会合において、口頭手続のための手続並びに各当事者の発言の順序及び時期について当事者の見解を確認した。裁判所長は、規則第七六条に従って、裁判所が当事者に特に取り組むことを望む論点又は争点を当事者に通報した。

20 口頭手続開始に先立って、当事者は、「裁判所における立論の準備及び提出に関する指針」第一四項により求められる書類を提出した。当事者は、規則第七一条に従って追加の書類を送付し、各当事者の文書の謄本は他方の当事者に伝達された。

21 一九九九年三月八日から二〇日まで、裁判所は一八回の公開廷を開催した。この公開廷において、次に掲げる各氏の弁論を聴いた。

セント・ヴィンセントの名において〔弁論人氏名省略〕

ギニアの名において〔弁論人氏名省略〕

22 一九九九年三月八日から一〇日までの公開廷において、セント・ヴィンセントにより次の証人が喚問された。

サイガ号船長

ミハイロ・アレクサンドロヴィチ・オルロフ氏

〔尋問人及び反対尋問人の氏名省略 以下同様〕

シースコット・シップマネイジメント社管理責任者

ラズロ・メレニイ氏

サイガ号塗装工 ジブリル・ニアセ氏

シースコット・シップマネイジメント社 常務取締役

アラン・ステュワート氏

オルロフ氏はロシア語で、ニアセ氏はウオロフ語で証言を行った。これら証人の証言を裁判所公用語に通訳するために必要な手配が行われた。証言の過程において、ニアセ氏とステュワート氏は裁判所長の行った質問に回答した。

23 一九九九年三月一〇日、ステュワート氏の再尋問の後に、ギニア代理人ブレンダー氏は、証人に対してさらに質問を行う許可を求めた。この要求は、反対尋問の反復は再尋問において新たな事項が持ち込まれた場合における以外には許可されないと判断した裁判所長により拒絶された。

24 一九九九年三月一二及び一三日に開かれた公開廷にお

いて次の証人がギニアにより召喚された。

国家機動関税艦隊副長(中佐)

レオナルド・バングーラ氏

〔尋問人及び反対尋問人の氏名省略 以下同様〕

税関検査官(中尉) マングエ・カマラ氏

海軍参謀将校(大尉) アーマドゥ・ソウ氏

25 文書化され署名された各証人の声明が証人を召喚した当事者により提出された。

26 証人による証言の過程において、いくつかの呈示品(次に掲げる物を含む。)が提示された。

・ギニア当局による攻撃によりサイガ号及びその装備に生じた損害を示すとされた写真

・サイガ号を拿捕するために使用された武力により受けたと主張される傷害を示したサイガ号二等航海士セルゲイ・クルイイエフ氏及び同船の被用者ニアセ氏の写真

・ギニア沖合地域を示す海図

・サイガ号及びギニア警備艇がとつたとされる航跡を示す海図

・ニアセ氏のものとされるX線写真

・ギニア税関海軍警備艇共同作戦隊長の報告とされた手書きの文書

各提示物の原本又は認証謄本は、書記に提出され、適正に登録された。

27 規則第六七条 2 に従って、訴答書面及び添付文書、一九九七年一月二二日通告並びに九八年合意の謄本は、口頭手続開始の日から公開された。規則第八六条に従って、各公開廷の弁論の速記録が準備され、事件に参与する裁判官に回付された。速記録の謄本も当事者に回付され、印刷物及び電子的形式で公開された。

〔当事者の主張〕

28 申立書及び答弁書において、当事者から次に掲げる申立が提出された。

セント・ヴィンセントの名において

申立書において

セント・ヴィンセント政府は、裁判所に次のとおり裁判し、宣言することを求める。

(1) (5) (省略) 命令第 20 項 1 (5) (拙稿一四七頁) と同文)

:

(7) (9) (省略) 命令第 20 項 7 (9) (同) と同文)

ギニアの名において

答弁書において

ギニア政府は、裁判所に対し、セント・ヴィンセントの申立

全体を却下し、セント・ヴィンセントは第一及び第二のサイガ号事件においてギニアに生じた手続費用及び他の費用を支払わなければならないと裁判し、宣言することを求める

29 抗弁書及び再抗弁書において、当事者から次に掲げる申立が提出された。

セント・ヴィンセントの名において
抗弁書において

セント・ヴィンセント政府は、裁判所に次のとおり裁判し、宣言することを求める。

(i) ギニアの行動は、セント・ヴィンセント及びその旗を掲げる船舶の有する条約第五六条 2 及び第五八条並びに他の関連規定に定める航行の自由の権利及び／又は航行の自由に関連する他の国際的に適法な海洋の利用を侵害する。

(ii) 条約第三三条 1 (a) に定める限られた執行の例外を除くほか、ギニアの関税法及び禁輸法は、いかなる場合においてもギニアの排他的経済水域において適用又は執行されてはならない。

(iii) ギニアは、サイガ号に関して条約第一一条による継続追跡権を合法的に行使せず、同条 8 によりサイガ号に補償を行う責任を有する。

(iv) ギニアは、一九九七年一月一〇日の四〇万米ドルの保証の提供又はその後の一月二一日のクレディ・スイス銀行からの証明の後直ちにサイガ号及びその乗組員を釈放しなかつ

たことにより、条約第二九二条4及び第二九六条に違反した。
(v)ギニアの提起した刑事裁判及び手続においてセント・ヴィンセントをサイガ号の旗国として召喚するのは、一九八二年条約に基づくセント・ヴィンセントの権利を侵害する。

〔vi〕…

(vi)ギニアは直ちに、セント・ヴィンセントにサイガ号の積荷を販売して得た金額を弁済し、セント・ヴィンセントが提供した銀行保証を返還する。

(vii)ギニアは、上に述べた違反の結果生じた損害を利子付きで賠償する責任を有する。

(ix)ギニアは、仲裁手続の費用及びセント・ヴィンセントに生じた費用を支払わなければならない。

ギニアの名において

再抗弁書において

〔省略 上記答弁書と同文〕

30 規則第七五条2に従って、弁論の終了に際して当事者から次の最終申立が提出された。

セント・ヴィンセントの名において

セント・ヴィンセント政府は、裁判所に次のとおり裁判し、宣言することを求める。

(1)～(5)〔省略 命令第20項1～5(拙稿一四七頁)と同文〕

(6)～(8)〔省略 命令第20項7～9(同)と同文〕

ギニアの名において

ギニア政府は、裁判所に対し次のとおり裁判し宣言することを求める。

(1)セント・ヴィンセントの請求は、受理可能性がないとして却下される。セント・ヴィンセントは、手続費用及びギニアに生じた費用を支払わなければならない。

選択的に、

(2)ギニアの行動は、セント・ヴィンセント及びその旗を掲げる船舶の有する条約第五六条2及び第五八条並びに他の関連規定に定める航行の自由の権利及び／又は航行の自由に関連する他の国際的に適法な海洋の利用を侵害しない。

(3)ギニアの法律は、漁船に対する軽油の販売を規制し防止する目的のため、ギニア関税法第三四条による関税圏(*rayon des douanes*)に適用することができ。

(4)ギニアは、サイガ号に関して条約第一一条による継続追跡権を合法的に行使し、同条8によりサイガ号に補償を行う責任を有しない。

(5)ギニアは、条約第二九二条4及び第二九六条に違反していない。

(6)一九九七年一月二日のコナクリ第一審裁判所の「召喚

令状 (Cédule de Citation)」において、「民事責任 (Civilment responsable à citer)」の項でセント・ヴィンセントに言及したことは、海洋法条約に基づくセント・ヴィンセントの権利を侵害していない。

(7) ギニアには、取り卸した軽油と同額の米ドルを直ちにセント・ヴィンセントに返還する義務はない。

(8) ギニアには、セント・ヴィンセントに損害を賠償する責任はない。

(9) セント・ヴィンセントは、手続費用及びギニアに生じた費用を支払わなければならない。

事実背景

31 サイガ号は、オイルタンカーである。同号は、一九九七年一〇月二八日のその拿捕の時点において、サイブラスのニコシアにあるタボナ・シッピング会社 に所有され、スコットランドのグラスゴーにあるシースコット・シブマネイジメント会社により管理されていた。同号は、スイスのジュネーヴにあるレマニア・シッピング・グループ会社 に傭船された。サイガ号は、一九九七年三月一二日に暫定的にセント・ヴィンセントに登録された。船長及び乗組員は、すべてウクライナ国籍を有する。また、塗装工として

雇用された三人のセネガル人も乗船していた。サイガ号は、アフリカ西岸沖の漁船その他の船舶に対する補給として軽油と時には水の販売に従事していた。積荷の軽油の所有者は、スイスのジュネーヴにあるアダクス BV であった。

32 一九九七年一〇月二四日、サイガ号は、オルロフ船長の指揮のもと、五四〇〇メートルトンの軽油を満載してセネガルのダカルを出港した。同号は、一九九七年一〇月二七日〇時四〇分から一四時〇〇分まで、北緯一〇度二五分〇三秒の地点において、セネガル国旗を掲げるジュゼッペ・プリモ、クリティ及びギリシア国旗を掲げるエレニ・S の三隻の漁船に軽油を供給した。この地点は、ギニア領アルカトラス島から約二二海里である。これら三隻の漁船はすべて、ギニアよりその排他的経済水域において漁獲を行う許可を有していた。サイガ号は、それから、前もって決められた場所において他の漁船に給油するために南方方向に進んだ。その後、針路を変え、ジュネーヴの荷主の指示により、ギニアの排他的経済水域の南境界を越えて、別の場所へ進んだ。

33 一九九七年一〇月二八日〇八時〇〇分、サイガ号は、その航海日誌によれば、北緯〇九度〇〇分〇一秒、西経一四度五八分五八秒の地点に位置した。同号は、〇四時二〇

分から、給油を行うことになっていた漁船の到着を待つて漂泊した。この地点は、ギニアの排他的経済水域の南限よりも南である。○九時〇〇分頃、サイガ号は、ギニア警備艇(P三五)から攻撃を受けた。その後、この警備艇と別の警備艇(P三二八)から公務員がサイガ号に乗船し、これを拿捕した。同日、船体及び乗員はギニアのコナクリに連行され、船長は抑留された。乗員の旅券等はギニア当局により押収され、武装した警備員が船上に配置された。一九九七年十一月一日、サイガ号上の二名の負傷者セルゲイ・クルイイエフ氏とジブリル・ニアセ氏は、治療のためにコナクリからダカールへ向かうことが許された。一九九七年十一月一日から一二日までの間に、サイガ号に積み込まれていた総量四九四一・三二二メートルトンの軽油がギニア当局の命令により取り卸された。一九九七年十一月一日に七名の乗組員及び二名の塗装工が、同年十二月一日に一名、一九九八年一月一二日に六名の乗組員が、コナクリを退去した。船長及び六名の乗組員は、一九九八年二月二八日にサイガ号が釈放されるまで、コナクリに留め置かれた。

34 サイガ号の拿捕の状況の記録は、ギニア税関当局によって「P V二九」の名称をもつ「調査(Procès-Ver-

bal)」(以下、P V二九という。)に作成された。P V二九は、ギニア当局によるサイガ号船長の尋問により得られた供述を含んでいる。一九九七年十一月一日に発行された“Conclusions présentées au nom de l'Administration des Douanes par le Chef de la Brigade Mobile Nationale des Douanes”(国家機動関税艦隊長官により関税機関の名において提出される結論)という国家機動関税艦隊長官の署名入り文書が、船長に対する訴訟の基礎を述べている。船長の罪状は、一九九七年十一月一七日に検察官(Procureur de la République)の権限の下で発出された召喚令状(cédula de citation)において特定されており、この文書は、民事責任が問われるもの(civilement responsable a citer)としてセント・ヴィンセントを追加的に名指しした。その後、船長に対して、刑事手続がコナクリ第一審裁判所(tribunal de première instance)においてギニア当局により提起された。

35 一九九七年十一月一日、セント・ヴィンセントは、本裁判所に条約第二九二条によるサイガ号及びその乗組員の速やかな釈放のための要請を行った。一九九七年十二月四日、裁判所は、この要請に関する判決を言い渡した。判決は、ギニアがセント・ヴィンセントによる合理的な担保

金の支払又は合理的な保証の提供の後サイガ号及びその乗組員を速やかに釈放しなければならないと命令した。保証は、サイガ号からギニア当局により取り卸された軽油の全量に加えて、信用状若しくは銀行保証又は当事者が合意する場合には他のいずれかの形式で提供される額面四〇万米ドルから成るとされた。

36 一九九七年二月一七日、コナクリ第一審裁判所により船長に対して判決が下された。第一審裁判所は、船長の罪責の根拠として、条約第一一条及び第二四二条、ギニア刑法（以下、刑法という。）第三六一条及び第三六三条、ギニア商船船員法（以下、商船船員法という。）第四〇条、ギニア関税法第三四条、第三一六条及び第三一七条並びにギニア共和国における燃料の無許可の輸入、輸送及び販売の撲滅に関する一九九四年三月一日のL/九四/〇〇七/C TR M 法（以下、九四/〇〇七法という。）第一条及び第八条であった。船長の罪状は、「申告をしないで、ギニア国家領域への持ち込みに課税される商品、本件においては軽油を輸入し、及び、ギニア海軍官憲の命令に従うことを拒否し、よって、密輸、詐欺及び脱税の罪を犯した」ことであつた。

37 コナクリ第一審裁判所は、問われた罪について船長を

有罪と認定し、一五三億五四〇二万四〇四〇ギニアフランの罰金を科した。同裁判所はまた、罰金支払の保証として、船舶及び積荷の没収を命じた。

38 船長は、第一審裁判所による有罪判決をコナクリ控訴裁判所 (com d'appel) に上訴した。一九九八年二月三日、控訴裁判所の判決が下された。控訴裁判所は、船長を九四/〇〇七法の下で処罰されることになっている「ギニア共和国における燃料の不法な輸入及び売買」の罪で有罪と認定した。控訴裁判所は、船長に対して執行猶予付きの拘禁六月と罰金一五三億五四〇四万ギニアフランを科し、罰金支払の保証として、船舶及び積荷の没収を命じた。

39 一九九八年三月一日、裁判所は、第8項という暫定措置を定める命令を行った。裁判所は、その命令を出す前に、セント・ヴィンセント代理人の名において送付された一九九八年三月四日付書簡により、裁判所は、サイガ号は抑留から釈放され、セネガルのダカールに無事に到着したとの情報を得た。ギニア当局と船長とが署名した釈放証書によれば、釈放は一九九七年一月二四日の本裁判所の判決を執行しておこなわれた。

管轄権

40 裁判所の本件における管轄権については、当事者間に争いはない。しかしながら、裁判所は、付託された事件を処理する管轄権を有することを自ら確認しなければならぬ。

41 第1項において述べたように、紛争は元来、一九九七年一月二二日の通告によって条約附属書七により構成される仲裁裁判所に付託された。その後、九八年合意により、紛争は本裁判所に移された。九八年合意は、第一項において「紛争は、セント・ヴィンセントによる通告の日である一九九七年一月二二日に国際海洋法裁判所に付託されたものとみなす」と定める。

42 裁判所は、一九九八年二月二〇日命令において九八年合意及び条約第二八七条に鑑み、「セント・ヴィンセント及びギニアが紛争を裁判所に付託することに合意したと認めた」。

43 裁判所は、本件におけるその管轄権の基礎は紛争を裁判所に移した九八年合意及び条約第二八六条から第二八八条までであると認定する。

44 九八年合意第二項は、裁判所が「ギニア政府の一九九八年一月三〇日付応答声明書において提起された管轄権に関する異議」を考慮することができると定める。条約第二

九七条3に基づくこの異議は、本件手続の暫定措置の指示の要請に関する段階において提起された。一九九八年三月一日命令において、裁判所は、「原告の援用する条約第二九七条1は、裁判所の管轄権に基礎を与えると推定される」と述べた。手続の今段階において、ギニアは、条約第二九七条3に基づく異議を繰り返さなかった。反対に、その見解によれば、「紛争の本案に関する裁判所の管轄権の基礎は、当事者間の九八年合意である」ことを確認した。

従って、裁判所は、九八年合意における「管轄権に関する異議」への言及は紛争を処理するその管轄権に影響を及ぼさないと認定する。

45 よって、裁判所は、付託された紛争に対して管轄権を有すると認定する。

受理可能性への攻撃に対する異議

46 ギニアは、申立てにおいて述べられた請求の受理可能性に対していくつもの異議を提起する。セント・ヴィンセントは、ギニアには本件において受理可能性に対する異議を提起する権利はないと主張する。その主張を支持して、セント・ヴィンセントは九八年合意の文言及び規則第九七条1に依拠する。

47 九八年合意に関し、セント・ヴィンセントは、次のとおり定める第二項に言及する。

海洋法裁判所における書面及び口頭の手続は、本案（損害賠償及び費用を含む。）及びギニア政府の一九九八年一月三日付応答声明書において提起された管轄権に関する異議のすべての局面を扱う単一の段階からなる。

48 セント・ヴィンセントは、この規定はギニアが管轄権に対する異議のみを提起することを認めるのであって、受理可能性に対する異議を提起することは排除していると主張する。セント・ヴィンセントによれば、管轄権に対する特定の異議の保留は当事者が管轄権又は受理可能性に対する他の異議をすべて排除したことを意味する。

49 セント・ヴィンセントはさらに、ギニアは、規則第九四条が受理可能性に対する異議の申立てについて定める九〇日の期限を満たしていないので、かかる異議を提起する権利を失っていると論じる。ギニアの受理可能性に対する異議は、一九九八年一月一六日提出の答弁書において提起されたが、これは一九九七年一月二二日の手続の開始から九〇日を超えている。

50 ギニアは、九八年合意第二項に合意したことにより受理可能性に対する異議を提起する権利を放棄したわけでは

ないと応じる。規則第九七条は、ギニアの受理可能性に対する異議には適用がないとも主張する。その見解によれば、ギニアの異議は、手続が一九九八年六月一九日にセント・ヴィンセントの提出した申述書によって開始されたのであるから、結局、ギニアの異議は規則第九七条の定める期限内に行われたと主張する。

51 裁判所の見解では、九八年合意の目的及び趣旨は、仲裁裁判所における手続の主題となったであろう紛争と同一のものを本裁判所に移すことであつた。仲裁裁判所において、各当事者は、その主張を提出する一般的な権利を保持したであろう。裁判所は、当事者が本件手続において、九八年合意及び規則の文言により明示的に課されている制約のみに従って、同一の一般的な権利を有していると考え、本件において、裁判所は、ギニアの管轄権に関する特定の異議についての権利の留保は、受理可能性に関する異議の提起が規則に合致し、手続が単一の段階において行われるとの当事者間の合意に一致して行われる限り、それを行うギニアの一般的な権利を奪うものではないと認定する。

52 裁判所はここで、ギニアの異議は規則第九七条１に規定する期限の到来の後に提起されたために、取り上げることはできないとのセント・ヴィンセントの主張を考慮しな

ければならない。この項は、次に掲げる規定である。

裁判所の管轄権若しくは申立ての受理可能性に対する被告のすべての異議又は本案手続に進む前に決定を求められるその他の異議は、手続の開始から九〇日以内に提出しなければならない。

53 裁判所は、一九九八年二月二〇日命令において述べたように、手続はギニアが主張するように一九九八年六月一九日ではなく一九九七年一月二二日に開始されたとの所見を有する。第九七条は、付随手続において処理されるべき先決的問題として提起される管轄権又は受理可能性に対する異議を扱う。同条は、「本案手続に進む前に決定を求められる」異議に適用される。したがって、同条の期限の規定は、本案手続に進む前に決定を求められない管轄権又は受理可能性に対する異議には適用されない。本件において、このことは、当事者が裁判所における手続は「本案（損害賠償及び費用を含む。）及び：管轄権に関する異議のすべての局面を扱う単一の段階からなる」ことに合意している事実により確認される。よって、裁判所は、規則第九七条は本件において受理可能性に対する異議の提起を排除しないと結論する。

54 以上の理由により、裁判所は、ギニアの提起した受理

可能性に対する異議は取り上げることができ、よって、考慮されうると認定する。

受理可能性に対する異議

サイガ号の登録

55 申立てにおいて述べられた請求の受理可能性に対してギニアにより提起された第一の異議は、セント・ヴィンセントがギニアのサイガ号に対して取った措置との関連において請求を提出する法的地位を有しないことである。ギニアがこの主張について挙げた理由は、同号は拿捕の日において「セント・ヴィンセントに有効な登録を有さず」、したがって、セント・ヴィンセントは当該船舶、その船長及び他の乗員その所有者又はその運航者に代わってか又はそれらに関して請求を提出する法的資格がないことである。

56 この主張は、いくつかの理由からセント・ヴィンセントにより争われた。

57 サイガ号の登録に関する事実は、裁判所に提出された証拠から現れるところによれば、次のとおりである。

(a) サイガ号は、一九九七年三月一二日に、セント・ヴィンセントの一九八二年海上商船法（以下、海上商船法という。）第三六条により、セント・ヴィンセント船舶と

して一時的に登録された。同号に対して一九九七年四月一四日に発給された暫定船舶登録証には、それが海上商船法の規定に従い海事長官によりセント・ヴィンセントの名において発給されたことが述べられている。「この証書は、一九九七年九月一二日に失効する」とされている。

(b) 船舶の登録は、一九九七年三月二六日付でセント・ヴィンセント登録簿に記録されている。この記入は、「一九九七年九月一二日まで有効」とされている。

(c) 恒久船舶登録証は、一九九七年一月二八日にセント・ヴィンセント海事長官により同国の名において発給された。「この証書は、恒久的である」とされている。

58 ギニアは、同号は、暫定登録証が一九九七年九月一二日に失効し恒久登録証が同年一月二八日に発給されたのであるから、この間は無登録であったと主張する。このことから、ギニアは、「サイガ号が一九九七年九月一二日から一月二八日まで有効に登録されていなかったことは明白であり、このため、サイガ号は、攻撃の時点において無国籍船と性格付けうる」と結論づける。ギニアはまた、同号が以前に登録されていたマルタの登録を抹消されていたか否かをも疑問とする。

59 セント・ヴィンセントは、暫定登録証の失効は同号が発給されていないこと又は国籍を有しないことを意味するという主張に反論する。セント・ヴィンセントは、船舶がその旗の下に登録されたときは、「登録が抹消されるまでの登録を保持する」と主張した。船舶登録の抹消のための条件及び手続は、海上商船法第一部第九条から第四十二条まで及び第五九条から第六一条までに定められていることを指摘し、この手続のいずれもサイガ号に対して適用されることがないことを強調する。その主張を支持して、同号は一九九七年三月一二日にセント・ヴィンセントの旗の下に登録され、「今日においてもなお有効に登録されている」とのセント・ヴィンセント海事長官による一九九八年一月二八日の声明を引用する。

60 セント・ヴィンセントはさらに、海上商船法上、船舶はその暫定登録証の失効によりセント・ヴィンセント国籍を失わないと主張する。この主張を支持して、セント・ヴィンセントは、暫定登録証は「その発給の日から一年を経過するまでの間、通常の登録証と同一の効果を有する」と規定する海上商船法第三六条(2)に言及する。セント・ヴィンセントが論じるには、この規定に従い、暫定登録証はその発給の日から一年を経過するまで効力を維持する。さら

にこの主張を支持して、セント・ヴィンセントは、海上商船法第三六条(3)(d)により暫定登録の申請時に「一年分の年間登録料」の支払が必要であることを指摘する。さらに、セント・ヴィンセントは、人がその旅券が失効しても国籍を失わないように、船舶も単にその登録証の失効により登録されていなくなるわけではないと主張する。セント・ヴィンセントによれば、暫定登録証書は、旅券と同様に、国民たる地位の淵源ではなく証拠なのである。これらの理由から、セント・ヴィンセントは、本件における暫定登録証は一九九七年九月一二日以後及び本件紛争に関連する全期間を通じて効力を有し続けたと主張する。同号の以前の登録に関してギニアの提起した疑問に関し、セント・ヴィンセントは、その当局は海上商船法第三七条により要求される「直前の登録国における船舶の登録が終了していることの十分な証拠」を所有者から受領したと述べた。

61 ギニアは、暫定登録証の自動延長は海上商船法において規定されていないし予想もされていないと主張する。この関連において、ギニアは、サイガ号が「一九九七年一月二七日の時点でセント・ヴィンセント登録簿に有効に登録されていた」旨の一九九八年一月二七日の海事長官宣言及び一九九九年三月一日の海事副長官宣言は一九九七年

九月一二日から同号の恒久登録証が発給された一九九七年一月二七日までの空白を埋めるのに不十分であると論じる。さらに、ギニアは、登録状態に関するこれらの宣言は本件手続における独立の書証として認められ得ないとも主張する。ギニアによれば、サイガ号の登録は、暫定登録証が別の暫定登録証によつて書き換えられるか又はその失効期日が延長された場合に限り、暫定登録証の失効後も継続しう。ギニアは、人の国籍は旅券の取得又は保持に依存しないのに対して、船舶は登録により国籍を取得し、証書を有することが要求されているのであるから、船舶の暫定登録証を人の旅券と対比するのは誤りであると述べる。これらの理由から、ギニアは、サイガ号は一九九七年九月一二日の暫定登録証の失効から同年一月二八日の恒久登録証の発給までセント・ヴィンセントの国籍を持たなかったと主張する。

62 考慮すべき問題は、サイガ号が拿捕の時点においてセント・ヴィンセント国籍を有していたか否かである。条約の関連規定は、次に掲げる第九一条である。

第九一条 船舶の国籍

1 いずれの国も、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条

件を定める。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する。その国と当該船舶との間には、真正な関係が存在しなければならぬ。

2 いずれの国も、自国の旗を掲げる権利を許した船舶に対し、その旨の文書を発給する。

63 第九一条は、船舶に対するその国籍の許与に関して各国に排他的管轄権を許している。この局面において、第九一条は、一般国際法の十分に確立した規則を法典化する。この条の下で、船舶に対するその国籍の許与、その領域における船舶の登録及びその旗の掲揚のための条件を定めるのは、セント・ヴィンセントである。これらの事項は、その国内法により規律される。第九一条2によれば、セント・ヴィンセントはその旗を掲げる権利を許した船舶に対してその旨の文書を発給する義務を負う。かかる文書の発給は国内法により規律される。

64 国際法は、様々なタイプの船舶に対する国籍の許与についていくつかの態様を認めている。商船の場合、国により国籍の許与に用いられる通常の手続は、そのために制定された国内法による登録である。この手続は、海上商船法においてセント・ヴィンセントが採用する手続である。

65 船舶に対する国籍の許与と取消のための手続の基準と

設定に関する決定は、旗国の排他的管轄権内の事項である。しかし、かかる事項に関する紛争は、特に条約の規定の解釈又は適用の問題が関わる場合には、条約第一五部の下の手続に服することもある。

66 裁判所は、船舶の国籍は係属する紛争における他の事実と同様に当事者の提出する証拠により決定されるべき事実問題であると考ええる。

67 セント・ヴィンセントは、サイガ号は紛争を生じた事件の発生した時点においてセント・ヴィンセントの旗を掲揚する権利を有する船舶であったとのその主張を立証する証拠を提出した。海上商船法の関連規定の引用に加えて、セント・ヴィンセントは、船内又は船上のセント・ヴィンセント国籍の表示に対しても注意を喚起した。その中には、船舶後尾における登録港としての「キングスタウン」の表示、「キングスタウン・サイガ号」の語を含む船上の文書や船舶の紋章、そして、船舶の旗を「セント・ヴィンセント」と記録した当時の備船契約書がある。

68 セント・ヴィンセントが提出した証拠は、その行動により補強される。セント・ヴィンセントは、紛争に実質的関連を有するすべての時点において、サイガ号がその国籍の船舶であることに基づいて行動した。手続のすべての段

階を通じて、セント・ヴィンセントは、その旗国として行爲した。条約第二九二条によるサイガ号及びその乗組員の速やかな釈放のための申立て並びに条約第二九〇条による暫定措置の指示の要請において裁判所の管轄権を援用したことは、旗国としての資格においてであつた。

69 ギニアに関する限り、裁判所は、一九九八年一〇月の答弁書提出に至るまで、同号の登録もしくは国籍を争ひ又はこれに関する疑念を提起していないことを指摘せざるを得ない。それ以前にも、ギニアは、サイガ号の登録又はそれに関する文書を照会することができた。例えば、ギニアはセント・ヴィンセントの船舶登録簿を検認することができた。船舶の登録又は国籍に関する疑念を提示する機会は、一九九七年一月の速やかな釈放の手続や一九九八年二月の暫定措置の指示のための手続において存在した。コナクリ第一審裁判所において船長の罪を問う召喚令状において、ギニア当局を民事責任が問われるべきものとしてセント・ヴィンセントを名指しした事実を指摘することも関連する。控訴裁判所の裁判において、セント・ヴィンセントは、サイガ号の旗国であると述べられている。

70 サイガ号の以前の登録に関して、裁判所はセント・ヴィンセントにより行われた第60項に掲げた声明に注目する。

71 裁判所は、一九九七年一二月四日判決及び一九九八年三月一日命令において、サイガ号がセント・ヴィンセントの旗を掲げる船舶と表現されていることを想起する。

72 裁判所は、提出された証拠に基づき、セント・ヴィンセントはサイガ号がギニアに拿捕された時点においてセント・ヴィンセント国籍を有することを証明する第一次の責任を果たしたと認定する。したがって、同号が当時セント・ヴィンセントに登録されていなかったか又はその国籍を有しなかったとの主張をギニアが証明しなければならなかった。裁判所は、この責任は果たされず、サイガ号が拿捕の時点においてセント・ヴィンセントへの登録またはその国籍を有していなかったことが証明されなかったと考える。

73 裁判所は、次のとおり結論する。

(a) 暫定登録証書が失効するとされた日から恒久登録証書が発給された日までの期間、サイガ号のセント・ヴィンセント登録又は国籍は消滅したことは立証されなかった。
(b) 本件独自の事情において、セント・ヴィンセントの一貫した行動は、サイガ号が紛争に実質的関連を有するすべての時点においてセント・ヴィンセント登録及び国籍を有したとの結論に支持を与える。

(c) ギニアは、セント・ヴィンセントがサイガ号の旗国であるとの主張を問うあらゆる合理的機会においてこれを行わなかったこと及び本件における他の行動に鑑み、現段階においてサイガ号の登録及び国籍を争って成果を挙げることができない。

(d) 本件独自の事情において、裁判所が紛争の本案を処理しないことは、正義に合致しない。

74 これらの理由から、裁判所は、サイガ号が拿捕された時点においてセント・ヴィンセントに登録されておらず、よって、国籍を有していなかったとの理由に基づくセント・ヴィンセントの請求の受理可能性に対するギニアによる異議を却下する。

真正な関係

75 ギニアにより受理可能性に対して提起された次の異議は、サイガ号とセント・ヴィンセントとの間に真正な関係が存在しないことである。ギニアは、「セント・ヴィンセントとサイガ号との間には真正な関係が欠けていて、航行の権利及び船舶の地位の侵害に関するセント・ヴィンセントによる請求は、ギニアにはこの請求のための国際法上の前提条件であるサイガ号のセント・ヴィンセント国籍を承

認する義務がないので、裁判所におけるギニアに対する関係において許容されない」と主張する。

76 ギニアはさらに、国は船舶の所有者又は場合により運航者に対して規律管轄権及び執行管轄権を行使しない限り、船舶に関する条約上の義務を充足することはできないとも主張する。ギニアは、かかる管轄権を欠く場合に船舶とセント・ヴィンセントとの間に真正な関係は存在せず、したがって、船舶との関係においてセント・ヴィンセントの請求を承認する義務はないと主張する。

77 セント・ヴィンセントは、条約において船舶と国との間の真正な関係の存在が船舶に対する国籍の付与の前提条件であるとの主張又はかかる真正な関係の不存在が船舶に對してとられた違法な措置に関して別の国に對して国際請求を提出する権利を旗国から奪うとの主張は支持されないと主張する。

78 セント・ヴィンセントはまた、サイガ号とセント・ヴィンセントとの間に真正な関係がないというギニアの主張も争う。セント・ヴィンセントと同号との間に必要な真正な関係が存在すると主張する。セント・ヴィンセントは、この関係の証拠として多様な事実注意到喚起した。この中には、サイガ号の所有者がセント・ヴィンセントに設立

された会社により代表されている事実、サイガ号がセント・ヴィンセントが加わる一九六〇年及び一九七四年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS)、

一九七三年の船舶からの汚染の防止のための国際条約と一九七八年の改正議定書(MARPOL七三/七八)その他の国際海事機関の諸条約の履行を確保するためセント・ヴィンセント当局の検査を受けた事実がある。加えて、セント・ヴィンセントは、セント・ヴィンセントがその目的のために認可した信頼すべき船級協会の行う最低年一回の検査により船舶の堪航性の定期的監督を確保する措置がとられてきたことも主張する。セント・ヴィンセントはまた、その法律の下で、その旗を掲げる船舶への配乗でセント・ヴィンセント国民に優先的地位が与えられることを指摘する。さらに、本件紛争以前から国際的場面においてサイガ号の保護を確保するためにセント・ヴィンセント当局が行った努力に注意を喚起する。

79 条約第九一条1は、「その国と当該船舶との間には、真正な関係が存在しなければならない」と規定する。この関連では、二つの問題に取り組む必要がある。第一は、旗国と船舶との間に真正な関係がないことよって別の国にはその船舶の国籍の承認を拒否する権利が与えられ

るのか否かである。第二の疑問は、サイガ号とセント・ヴィンセントとの間に事件の時点において真正な関係が存在したか否かである。

80 第一の疑問に関し、裁判所は、条約第九一条1の国と船舶との間に真正な関係の存在を求める規定は回答を与えるものではないことに注目する。同条とともに規定の文脈を成す条約第九二条及び第九四条もまた回答を与えていない。しかし、裁判所は、国際法委員会が一九五六年に採択した海洋法条文案第二九条において船舶への国籍付与のみならずかかる国籍の他国による承認のための基準としても「真正な関係」の概念を提案したことを想起する。「船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する」との規定に続けて、条文案では「ただし、船舶の国籍が他の国によって承認されるためには、旗国と船舶との間に真正な関係が存在しなければならない」とされていた。この文言は、一九五八年四月二九日の公海に関する条約(以下、五八年条約という。)第五条1には含まれなかった。同条は、次の規定を含む。

その国と当該船舶との間には、真正な関係が存在しなければならず、特に、その国は、自国の旗を掲げる船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使

し、及び有効に規制を行わなければならない。

したがって、五八年条約において真正な関係に関する義務は維持されたが、真正な関係の存在が国籍承認の基礎になるとの提案は採られなかった。

81 条約は、五八年条約のアプローチを踏襲した。第九一条は、五八年条約第五条1の国と船舶との間に真正な関係が存在すべきことを規定する部分を維持している。旗国が自国の旗を掲げる船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し、及び有効に規制を行わなければならない旨のこの条文の残りの部分は、旗国の義務を取り扱う第九四条に反映されている。

82 条約第九四条2から5までは、1で予定するところの旗国が効果的な管轄権を行使するために求められる措置の概要を定める。同条6は、他の国に「船舶について管轄権が適正に行使されず又は規制が適正に行われなかったと信ずるに足りる明白な理由」がある場合に従うべき手続を規定する。かかる国は旗国に対して事実を報告する権利を有し、旗国はそれから「その問題の調査を行うものとし、適当な場合には、事態を是正するために必要な措置をとる」義務を負う。第九四条には、旗国による船舶に対する適正な管轄権及び規制が欠如していることを示す証拠を有する

国に当該船舶が旗国の旗を掲げる権利の承認を拒むことを認めるいかなる規定もない。

83 裁判所の結論は、船舶と旗国との間の真正な関係の必要に関する条約の規定の目的は旗国の義務のより効果的な履行を確保することであり、船舶の旗国における登録の効力を他の国が争いうる基準を定めることではない、ということである。

84 この結論は、ギニアにより援用された一九八六年二月七日の船舶の登録要件に関する国際連合条約から問題になることはない。この条約（未発効）は、その主要目的の一つとして、「国とその旗を掲げる船舶との間の真正な関係」の強化を定める。結局、裁判所は、ギニアは「船舶の登録のための基本条件は船舶の所有者又は運航者も旗国の管轄権の下にあることである」との主張に支持を与えるこの条約のいずれの規定も引用しなかったとの所見を有する。

85 結論はさらに、一九九五年一月四日に署名のために開放された一九八二年一月一〇日の国連海洋法条約の跨境漁業資源及び高度回遊性魚資源の保存及び管理に関する規定の実施のための協定並びに一九九三年一月二四日の公海における国際的な保存及び管理のための措置の漁船による遵守を促進するための協定により強化される。これら

の協定は、いずれも未発効とはいえ、就中、漁船の旗国により履行されるべき詳細な義務を規定するが漁船の登録のために満たされるべき条件を取り扱っていない。

86 上記の考慮に照らして、裁判所は、サイガ号とセント・ヴィンセントとの間に真正な関係が存在しないことを理由に、サイガ号が同国の旗を掲げる権利の承認を拒絶できるとするギニアの主張には法的根拠がないと結論する。

87 第二の問題に関し、裁判所は、いずれにせよ、ギニアの提出した証拠は、実質的関連を有する時点においてサイガ号とセント・ヴィンセントとの間に真正な関係が存在しなかったとの主張を正当化するのに十分ではなかったと認定する。

88 以上の理由により、裁判所は、サイガ号とセント・ヴィンセントとの間の真正な関係の欠如に基づく受理可能性に対する異議を却下する。

国内的救済の完了

89 ギニアはさらに、サイガ号に対してとった措置の結果自然人及び法人が被った損害に関してセント・ヴィンセントが提出したいくつかの請求の許容性に異議を申し立てる。かかる請求は、これらの個人が条約第二九五条により要求

される国内的救済を尽くしていないために、許容されないと主張する。

90 とくに、ギニアは、船長がコナクリ控訴裁判所刑事部(chambre correctionnelle)の一九九八年二月三日判決を争って最高裁判所(cour suprême)に上訴しなかったことによりギニア法の下で彼が利用可能な救済手段を尽くしていないと主張する。同様に、サイガ号の所有者及び没収された積荷の軽油の所有者は、船体の押収及び積荷の没収を争う法的手続を開始する権利があつたが、いずれもこの権利を行使しなかったとする。ギニアは、船長並びに船舶及び積荷の所有者には和解(compromise settlement)のための規定を設けている関税法第二五一条が利用可能であつたとも述べる。

91 セント・ヴィンセントは、ギニアによるこの異議を争う。セント・ヴィンセントが論じるには、その旗を掲げるサイガ号に対するギニアの行動は、条約による旗国としての権利(その旗を掲げる船舶が条約第五六条、第五八条等に定める航行の自由及びこれに関連する国際的に適法な海洋の利用の自由を享受する権利を含む。)を侵害したのであるから、本件には国内的救済の完了の規則は適用がない。セント・ヴィンセントが不満とするギニアの行動には次の

ことが含まれる。条約第一一条により継続追跡が正当化されない状況におけるギニアの排他的経済水域外でのサイガ号及びその乗員に対する攻撃。過剰かつ不合理な武力行使による船舶の不法な拿捕。船舶のコナクリへの連行及びそこでの抑留。積荷の取り卸し。船長の刑事訴追及び有罪判決の言い渡し並びに拘禁及び罰金の科刑。セント・ヴィンセントの他の不満は、裁判所の一九九七年一月四日判決の不履行による条約第二九二条4及び第二九六条の違反並びに、セント・ヴィンセントを刑事裁判所及びギニアの提起した手続においてサイガ号の旗国として名指しして、その権利を侵害したことである。

92 セント・ヴィンセントはさらに、国内的救済が尽くされなければならないとの規則は、その請求が向けられた国と請求の提起が関わる個人との間に管轄権の関連が存在する場合にのみ適用されると主張する。セント・ヴィンセントは、本件では、船舶の拿捕がギニアの領域管轄権外で行われ、船舶が強制的に (by force) ギニアの管轄権内に連行されたので、この関連が欠けているとする。セント・ヴィンセントによれば、このことは、拿捕が条約に反して行われ、条約に定める要件を満たさないのに継続追跡と称して行われた事実によりいっそう強められる。

93 セント・ヴィンセントは、サイガ号が漁船への給油のために任意に排他的経済水域に存在したことが、船舶とギニアという国との間に国内的救済の完了に関する規則の適用に必要とされる関係を確立するとのギニアによる申立を拒絶する。セント・ヴィンセントは、サイガ号が従事していた活動はギニアが条約第五六条に従って排他的経済水域内で主権的権利又は管轄権を有する事項に影響を及ぼさないと主張する。このため、排他的経済水域における船舶の存在は、ギニアとの管轄権の関連を確立しなかった。

94 最後に、セント・ヴィンセントは、サイガ号に対してギニアのとった措置の結果として損害を被った個人により尽くされうる国内的救済手段が存在しなかったと論じる。セント・ヴィンセントは、救済手段は、仮に存在したとしても、結局のところ実効的でなかったと主張する。セント・ヴィンセントは、「本件のすべての事情（ギニア当局及び裁判所による船長、船舶、積荷及び乗組員の処遇、セント・ヴィンセントが召喚令状に加えられた態様、四〇万米ドルの保証が提供されてから船長が召喚された迅速性、その後の第一審裁判所及び控訴裁判所が判決に至った速度と態様、並びに、これらの判決における過誤を含む。）を考慮して、船長、所有者及び積荷の所有者又は荷受人は、

結局、彼らが有したかもしれない上訴の権利を行使できないようにされた」と主張する。

95 当事者の立論に取り組む前に、国内的救済が尽くされなければならぬとの規則が本件に適用があるか否かを考慮することが必要である。第二九五条は、次に掲げる規定である。

第二九五条 国内的な救済措置を尽くすこと

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、国内的な救済措置を尽くすことが国際法によって要求されている場合には、当該救済措置が尽くされた後でなければこの節に定める手続に付することができない。

96 これにより、国内的救済が尽くされなければならないか否かの問題は、国際法により回答されることになる。したがって、裁判所は、この規則の適用のための要件を確認し、それらの要件が本件において満たされるか否かを決定するために、国際法を参照しなければならない。

97 裁判所は、本件においてセント・ヴィンセントがギニアにより侵害されたと主張する権利はすべて条約(第三三条、第五六条、第五八条、第一一条及び第二九二条)又は国際法の下でセント・ヴィンセントに帰属すると考える。セント・ヴィンセントが主張した権利は、その申立に掲げ

られ、次のように列挙することができる。

- (a) 航行及び他の国際的に適法な海洋の使用の自由の権利
- (b) ギニアの関税法及び禁輸法に従われない権利
- (c) 違法な継続追跡に服させられない権利
- (d) 一九九七年一月四日判決の速やかな履行を得る権利
- (e) ギニア刑事裁判所に召喚されない権利

98 国際法委員会が第一読で採択した国家責任に関する条文案第二二条において述べられているように、国内的救済が尽くされねばならないとの規則は、「国の行動が外国人に与えられるべき待遇に関する国際的義務により要求されている結果と合致しない状況をまねいた」場合に適用される。セント・ヴィンセントが主張する権利の侵害のいずれも、前節に列挙したように、外国人に与えられるべき待遇に関する国際義務に違反していると表すことのできるものではない。これらは、すべてセント・ヴィンセントの権利の直接の侵害である。船舶の運航に関わる個人に対する損害は、これらの侵害から生じた。したがって、かかる損害に関する請求は、国内救済が尽くされねばならないとの規則に服さない。

99 しかし、裁判所が、自然人又は法人に関するセント・ヴィンセントによる請求がセント・ヴィンセントの権利の

直接の侵害から生じていないとのギニアによる主張を受け入れるとしても、国内的救済が尽くされねばならないとの規則がこれらの請求のいずれかに適用されるか否かの問題は残る。当事者は、この規則の適用の前提条件は損害を受けた個人と損害を引き起こした違法行為に責任を有する国との間に管轄権の関連が存在しなければならぬことに合意している。セント・ヴィンセントは、本件においてかかる管轄権の関連が存在しないと論じるのに対して、ギニアは、かかる関連を確立するには関税圏内におけるサイガ号の存在及び活動で十分であると主張する。

100 裁判所の見解では、ギニアとセント・ヴィンセントが行った請求の関わる自然人又は法人との間の必要な管轄権の関連は、ギニアの関税圏における関税法の適用が条約上許容されるか否かの問題に関する裁判所の認定に照らして決定されなければならない。裁判所がギニアがその関税圏において関税法を適用する権利を有すると決定するのであれば、サイガ号の活動はギニアの管轄権内にあるとみなしうる。他方、ギニアの関税圏における関税法の適用が条約に反していると認定されるのであれば、管轄権の関連は存在しないこととなる。ギニアがその関税法を適用することができるか否かの問題は、第110項から第136項までにおいて

扱われる。これらの項に述べた理由により、裁判所は、ギニアとセント・ヴィンセントによる請求の関わる自然人又は法人との間に管轄権の関連は存在しないと結論する。したがって、この理由によっても、国内的救済を尽くさねばならないとの規則は、本件には適用がない。

101 国内的救済を尽くさねばならないとの規則が本件には適用がないとの結論に照らして、裁判所は、国内的救済手段が本件において利用可能であったか、また、仮に可能であったとすれば、それが効果的であったかの問題に関する当事者の立論を扱う必要はない。

102 よって、裁判所は、国内的救済の未完了に基づくギニアの受理可能性に関する異議を却下する。

請求の国籍

103 ギニアは、受理可能性に対するその最後の異議において、セント・ヴィンセントの請求のいくつかはセント・ヴィンセント国民ではない者の権利の侵害に関わるため、裁判所により取り上げられ得ないと論じる。ギニアによれば、船舶、その所有者、船長及び他の乗員並びに積荷の所有者を含む他の者が受けた損失又は損害に関するセント・ヴィンセントの請求は、明白に外交的保護の請求である。ギニ

アの見解では、セント・ヴィンセントは、関係者のいずれもセント・ヴィンセント国民でないため、これらの者に代わって請求を提起する権限がない。口頭手続中に、ギニアは、船主に限ってこの異議を撤回したが、他の者に関してはこれを維持した。

104 この異議に対抗して、セント・ヴィンセントは、国が自国民のためにのみ請求を行うとの国際法の規則はその旗を掲げる船舶上の人及び物に関する請求には適用がないと論じた。このような場合、旗国は、船舶及び船上に又はその運航に利益を有するすべての者に関して請求を提起する権利を有する。したがって、セント・ヴィンセントは、その旗を掲げる船舶及び船上で働くすべての人を国籍に関わりなく保護する権利を有すると主張する。

105 この問題を扱うにあたり、裁判所は、条約に十分な指針を見いだす。条約は、船舶がその旗を掲げる旗国の義務に関する詳細な規定を含んでいる。第九四条及び第二一七条は、特に、船長及び他の乗組員、所有者又は運航者並びに他の船上の又は船舶の活動に関与する者等の自然人及び法人に対して適当な管轄権及び規制を行使してはじめて履行することのできる旗国の義務を定める。これらの規定において、旗国の国籍の有無による区別はいっさいない。加

えて、条約第一〇六条、第一一〇条3及び第一一条8は、国が外国船に対して措置をとった場合に適用のある規定を含んでいる。この措置はそれぞれ、海賊容疑による船舶の拿捕、船舶への臨検の権利及び追跡権を行使しての船舶の拿捕である。これらの場合において、条約は、措置が正当化されなかった場合には、措置をとった国は被った「いかなる損失及び損害についても」賠償を行う義務を負うことを規定する。これらの場合に、条約は、賠償の権利を損失又は損害を受けた人の国籍に関わらしめていない。さらに、条約第二九二条による速やかな釈放の手続において拿捕された船舶の運航に関わる人の国籍には何ら意味が与えられていない。

106 前節において言及した各規定は、船舶に関する義務及び他国の行為により船舶に引き起こされた損失又は損害の回復を求め、また、条約第二九二条の手続を開始する権利に関して、条約が船舶を一つの単位と考えていることを示す。したがって、船舶、その上のあらゆる物及びその運航に関与し又は利益を有するあらゆる者が旗国に結びついた一つの实体として扱われる。これらの者の国籍は、関連性を有しない。

107 裁判所は、本件において意味なしとしない事項の一部

面に注意を喚起しなければならない。これは、現代海上運送の二つの基本的特徴に関わる。船舶乗員の一時的及び多国籍な編成並びに一隻の船上の積荷に関わりうる利益の複合性である。コンテナ船は、多数のコンテナを運搬し、それに利益を有する人は多くの様々な国籍となりうる。このことは、混載貨物船上の積荷においても当てはまる。これらの船舶のいずれも複数の国籍の人々から成る乗組員を持ちうる。損害を受けた各人が国籍を有する国からの保護を求める義務を負うとすれば、不当な困難を生じるであろう。

108 したがって、裁判所は、セント・ヴィンセントはセント・ヴィンセント国民でない自然人又は法人に関する損害について請求を提出する権利がないとのギニアの主張を受け入れることはできない。

109 以上の考慮に照らして、裁判所は、受理可能性に対する請求の国籍に基づく異議を却下する。

サイガ号の拿捕

110 セント・ヴィンセントは、サイガ号の拿捕及びそれに続くギニアの行動が違法であると主張する。サイガ号の拿捕は、同号はそれに適用のあるギニアの法律又は命令に違反していないため、違法であると主張する。さらに、ギニア

アの引用した法律がサイガ号の活動に適用があるのであれば、ギニアにより適用されたそれらの法律は、条約と両立しないとも主張する。

111 サイガ号の拿捕及び船長の訴追と有罪判決の根拠としてギニアが援用したのは、次の法律である。

- (a) 九四／〇〇七法
- (b) 商船舶員法
- (c) 関税法
- (d) 刑法

112 九四／〇〇七法第一条、第四条、第六条及び第八条は、次のように定める。

第一条 適法な許可を受けないいかなる自然人又は団体による燃料の輸入、輸送、貯蔵及び販売もギニア共和国において禁止される。

第四条 適法な許可を受けない手段により燃料を補給し又は補給を企てたいかなる漁船の所有者、ギニアの権限ある当局により発給された漁業許可証の保有者も一年ないし三年の拘禁又は購入量の燃料の価額の二倍の罰金に処する。

第六条 適法な許可を受けないで燃料を国家領域に輸入した者は、六月ないし二年の拘禁、輸送手段の没収、密輸入の秘匿の用に供された物品の没収及び、この犯罪が二名以下の個

人により行われた場合には、密輸入品の価額の二倍に等しい単独又は共同の罰金に処する。

第八条 この法律の第六条にいう犯罪が七名以上の個人から成る集団により行われた場合には、密輸入品を所持するか否かに関わらず、犯罪者は、第六条に定める刑に加えて、二年ないし五年の拘禁に処し、没収された物品の価額と同等ないし四倍の罰金を附科する。

113 商船船員法第四〇条は、次の規定である。

ギニア共和国は、その領海の限界から一八八海里まで及ぶ排他的経済水域において、海底及びその下並びに水域の生物又は非生物の天然資源の探査及び開発、保存及び管理に関する主権的権利並びに経済的目的のための水域の探査及び開発に関連する他の活動に関する権利を有する。

114 関税法第一条、第二十四条1及び2は次のように規定する。

第一条 関税領域は、国家領土、海岸線に沿って存在する島嶼及びギニア領水を含む。但し、関税法令の一部又は全部を免除する自由地帯を関税領域内に設けることができる。

第三十四条 1 関税圏は、海域及び陸域を含む。

2 海域は、海岸線と海岸から二五〇キロメートルの海上に位置する外側の限界との間とする。

115 刑法第三六一条及び第三六三条は、次の規定である。

第三六一条 次に掲げる犯罪を行った者又はその実行を秘匿し若しくは幫助した者は、五年ないし一〇年の拘禁及び全財産の没収に処する。

ギニアにおける法貨である通貨、農産物及び工業製品並びにすべての種類の商品の不正な輸出入

外国通貨の違法な所持及び適法な許可のある為替商によらない当該通貨の両替

ギニア工芸品又は工業製品である仮面、立像及び類似物の不正な輸出。

第三六三条 法執行官が国境において密輸の現行犯で発見された犯罪者及び関税命令に従わなかった者を殺傷することは、犯罪に該当しない。

116 サイガ号に対する主な容疑は、ギニアの関税圏への軽油の輸入により九四／〇〇七法第一条に違反したことである。ギニアは、九四／〇〇七法第一条における禁止は「ギニア関税法第三十四条による関税圏における軽油の販売の規制及び防止のために適用することができる」と主張してこの行動を正当化する。この主張を補強して、ギニアは九四／〇〇七法第一条にいう「ギニア」の語は関税圏を含み、したがって、ギニアへの軽油の輸入の禁止は関税圏のいずれかの部分への軽油の輸入にも及ぶとするのがギニアの一貫した実行であり、裁判所の定着した見解であると宣言す

る。ギニアによれば、サイガ号がギニアの法律に違反した事実は、控訴裁判所において有権的に立証されている。その見解では、本裁判所はギニアの国内立法がギニア当局及びギニア裁判所によって適正に適用されているか否かの問題を考慮する権限がないので、本件では控訴裁判所の決定を問題にすることはできない。

117 セント・ヴィンセントは、サイガ号はギニア当局が主張したようにギニアに軽油を輸入したわけではないので九四／〇〇七法に違反してはいないと主張する。セント・ヴィンセントは、関税法第一条はギニアの「関税領域」を「国家領土、海岸線に沿って存在する島嶼及びギニア領水」を含むと定義することを指摘する。また、関税法第三三條及び第三四條によれば、関税圏はギニアの関税領域ではなく、「特別な監視区域」であること、そして、ギニアはそこで関税法を執行することは認められていないことも述べる。したがって、セント・ヴィンセントは、サイガ号はギニア領海に一度も進入せず、関税法に規定する関税領域に軽油を直接又は間接に持ち込んでもいないので、九四／〇〇七法に違反し得なかったと論じる。

118 これらの理由から、セント・ヴィンセントは、九四／〇〇七法を関税法第一条及び第三四條と併せ読んだ場合の

正しい解釈では、サイガ号はギニアの排他的経済水域において漁船に給油をした際、ギニアのいかなる法にも違反しなかったと主張する。

119 選択的主張として、セント・ヴィンセントは、ギニア関税法の排他的経済水域に対する拡大は条約に反すると主張する。条約第五六條は、ギニアにこの水域に対して関税法を拡大適用する権利を与えていないと論じる。したがって、ギニアの関税法はその排他的経済水域においてセント・ヴィンセントの旗を掲げる船舶に適用され得ないと主張する。その結果、ギニアがサイガ号に対してとった措置は違法であった。

120 裁判所の見解では、裁判所は、ギニアがその国内法をサイガ号に対して適用するにあたり、条約及び一般国際法の下でセント・ヴィンセントに対して負っている義務と両立するよう行為したか否かを考慮することをなら妨げられていない。常設国際司法裁判所は、「ポーランド領上部シレジアにおけるドイツ人の利益に関する事件」判決において次のように述べた。

国際法及びその機関である本裁判所の立場から、国内法は、意思を表明し、法的決定又は行政措置を行うのと同様の方法における国の行動を構成する事実過ぎない。裁判所は、ポ

ーランド法自体の解釈を求められているわけではないが、裁判所は、ポーランドがその法律を適用するにあたり、ジュネーヴ条約上ドイツに対して負っている義務と両立するよう行爲したか否かの問題に裁判所が判決を行うことをなら妨げられていない。(Certain German interests in Polish Upper Silesia, *Merits*, Judgment No. 7, 1926, P. C. I. J., Series A, No. 7, p. 19)

121 裁判所が国内法の適用の可否及び範囲を審査する権限の拒否は、条約のいくつかの規定の枠組みにおいていっそう認めがたい。かかる規定の一つがギニアも依拠した条約第五八条3であり、次のように規定する。

いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する。

この規定の下で、沿岸国及び他の国の条約に基づく権利及び義務は、条約の規定のみならず「この条約…の規則に従って沿岸国が制定する」国内法からも生じる。よって、裁判所は、かかる国内法令の条約適合性を決定する権限を有する。

122 裁判所は、ギニアが、引用した法律がサイガ号に対してとった措置の根拠であるとの主張を支持して、その裁判所が支持する当局の一貫した実行であると主張する以上の証拠を提出していないことに注目する。仮に、サイガ号が違反したとされるギニアの法律がギニアの主張するような態様で適用されたと認めるにしても、これらの法律がギニアにより解釈及び適用されるところで条約に適合しているか否かの問題は残る。

123 セント・ヴィンセントは、ギニアがその排他的経済水域の部分を含む関税圏においてサイガ号に関税法を適用して、条約に違反したと主張する。排他的経済水域において、ギニアは条約第五六条及び第五八条に定める以上の権限を行使する権利はないと主張する。さらに、セント・ヴィンセントは、サイガ号による給油は排他的経済水域における航行の自由及び他の国際的に適法な利用の自由を享受する権利に属するから、ギニアがこの権利を侵害したと主張する。

124 ギニアは、関税圏内におけるその関税法及び禁輸法の適用が条約に違反し又はセント・ヴィンセントのいずれかの権利を侵害することを否定する。ギニアはさらに、排他的経済水域において操業する漁船に対する軽油の無許可販

売を防止するために関税法及び禁輸法を適用する権利を有すると主張する。さらに、ギニアは、かかる補給は条約による航行の自由又は航行自由に関連する国際的に適法な海洋の利用の一部ではなく、商業活動であり、そして、そのため条約第五八条の範囲に属しないと主張する。これらの理由により、ギニアは、サイガ号に対するギニアの行動は、ギニアの排他的経済水域の航行によるのではなく、「不法な商業活動」に従事したためにとられたと主張する。

125 ギニアはさらに、排他的経済水域は公海又は領海の一部ではなく、独自の法的地位を帯びた水域 (a *sui generis* zone) であると主張する。このことから、条約が明示的に沿岸国に帰属させていない権利又は管轄権が自動的に公海自由に属するわけではないとの結論に到達する。

126 裁判所は、ギニアによりサイガ号に対して適用された法律又はとられた措置が条約に適合しているかを決定する必要がある。換言すれば、問題は、条約の下で、ギニアが海岸から二五〇キロメートルの距離まで延びる関税圏内の排他的経済水域においてその関税法を適用することに正当化が存在するか否かである。

127 裁判所は、条約の下で、沿岸国がその領海において関税法令を適用する権利を有する (第二条及び第二一条) こ

とに注目する。接続水域において、沿岸国は、

自国の領海に接続する水域で接続水域といわれるものにおいて、次のことに必要な規制を行うことができる。

(a) 自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止すること。

(b) 自国の領土又は領海内で行われた (a) の法令の違反を処罰すること。 (第三三条一)

排他的経済水域において、沿岸国は、人工島、施設及び構築物に関して関税法令を適用する管轄権を有する (第六〇条 2)。裁判所の見解では、条約は、これら以外の部分の排他的経済水域において沿岸国がその関税法を適用する権限を与えていない。

128 ギニアはさらに、関税圏における漁船への燃料の補給を禁止する法律の法的基礎は、条約第五八条に見いだされるべきであると主張した。関税圏への関税法及び禁輸法の適用及び執行を正当化するために、同条 3 に含まれる「国際法の他の規則」への言及に依拠した。この「国際法の他の規則」は、ギニアにより、「排他的経済水域におけるその公序に相当な影響を及ぼす不当な経済活動から自国を保護する固有の権利」あるいは「緊急性の法理」あるいは「その公益の本質的局面を危うくする重大かつ急迫する危

険の場合における自己防衛の慣習原則」というように多様な表現が行われた。

129 裁判所は、ギニアの申立において言及された二つの概念の間に区別を行うことが必要であると認める。第一は、ギニアが排他的経済水域においてその管轄権を拡大するために援用した「公益」又は「自己防衛」という広範な観念であり、第二は、ギニアが他の事情では条約上違法とされる措置を正当化するために依拠した「緊急状態」である。

130 ギニアが排他的経済水域における関税法の適用により保護していると主張した主要な公益は、「ギニアのような開発途上国」がその排他的経済水域での違法な洋上補給から被っている相当な財政的損失」であると主張された。ギニアは、漁業及び環境の利益にも言及する。その主張は、「公益」の慣習国際法原則がギニアに「その排他的経済水域において」航行の外観を装って行われる交通通信とは異なる経済活動を防止する権限を与える」との趣旨である。

131 条約第五八条3によれば、沿岸国が排他的経済水域において適用する権限のある「国際法の他の規則」は、条約第五部の規定に反しないものである。裁判所の見解によれば、ギニアが援用したような「公益」の原則への依拠は、沿岸国がその経済的「公益」に影響を及ぼし又は「財政的

損失」を伴う活動として性格づけることを決定したいかなる活動をも禁止することを許すであろう。このことは、排他的経済水域における他の国の権利を奪う。裁判所は、これが排他的経済水域における沿岸国の権利に関する条約第五六条及び第五八条の規定と両立しないと確信する。

132 裁判所には、他の状況では関税法の排他的経済水域に対する違法な適用がギニアの訴える「緊急状態」により一般国際法上正当化されうるか否かの考慮が残されている。

133 国際司法裁判所は、「ガブチコボ・ナジマロシュ・プロジェクト事件」(*Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary / Slovakia), Judgment, I. C. J. Report 1997, pp. 40 and 41, paras. 51 and 52*) において「一般国際法において他の状況では違法行為となる行為を正当化する「緊急状態」に基づく防衛のための二つの条件を認めて列挙した。国際法委員会の国家責任条文案の第三三条1に定められたこれらの条件は、次のものである。

- (a) 当該行為が重大かつ急迫する危険に対して国家の本質的利益を守る唯一の手段であること、及び
- (b) 当該行為がそれに対して義務の存在する国家の本質的利益を重大に害するものではないこと

134 これらの条件を支持して、同裁判所は、これらが「重

量的に満たされねばならない」こと、そして、これらが「慣習国際法を反映している」ことを述べた。

135 ギニアにより、その本質的利益が重大かつ急迫する危険にさらされたことを示す証拠は提出されなかった。しかし、漁船に対する軽油の販売からの税収の最大化がギニアの利益にとつていかに本質的であれ、排他的経済水域の部分に対して関税法を拡大することがその利益を保護するための唯一の手段であると示すことができなかった。

136 したがって、裁判所は、ギニアは排他的経済水域の一部を含む関税圏にその関税法を適用することによって、条約に反して行爲したと認定する。よって、サイガ号の拿捕及び抑留、船長の訴追及び有罪判決、積荷の没収並びに船体の押収は、条約違反であった。

137 その申立において、両当事者は、裁判所が洋上補給すなわち洋上の船舶への軽油の販売との関係において沿岸国及び他の国の権利について宣言を行うことを求めた。裁判所は、条約にはこの主題に関する明示的規定がないことに注目する。両当事者とも、条約が排他的経済水域において沿岸国及び他の国にいくつかの権利を帰属させているけれども、沿岸国に明示的に与えられていない権利が自動的に他の国に属することになるとか、逆に、他の国に特定の

与えられていない権利が沿岸国に属するわけではないことに合意している。セント・ヴィンセントは、その旗を掲げる船舶による排他的経済水域における補給は、条約第五六条及び第五八条に定める航行の自由及び航行の自由に関連する他の国際的に適法な海洋の利用の自由の行使を構成すると裁判し宣言することを求める。他方において、ギニアは、「補給」は条約に定める航行の自由又は航行の自由に関連する国際的に適法な海洋の利用のいずれかの行使ではなく、商業活動であると主張する。ギニアはさらに、排他的経済水域における補給はすべての場合に同等でないこともあり得ると主張し、例えば、排他的経済水域において操業している船舶に対する補給は、通過中の船舶に対する給油とは異なる別の考慮があり得ることを示唆する。

138 裁判所は、決定を求められる争点はギニアの行った行動が条約の適用のある規定に合致するか否かであると考えた。裁判所は、排他的経済水域における補給に関する沿岸国と他の国の権利といういくつかの大きな問題に取り組むことなく、事件の特定の事情に適用のある法に基づいてかかる争点に関する決定に到達した。したがって、裁判所は、その問題に対するいかなる認定も行わない。

継続追跡

139 セント・ヴィンセントは、ギニアが、サイガ号を拿捕するに際して、条約第一一条による継続追跡権を適法に行使しなかったと主張する。セント・ヴィンセントは、サイガ号は条約により適用のあるギニアの法令に違反していなかったのだから、拿捕には法的根拠がなかったと論じたが、ギニア当局にはサイガ号が条約により継続追跡を正当化する犯罪を犯したと信ずるに足る「十分な理由」がなかったというのである。

140 セント・ヴィンセントは、サイガ号が仮にギニアの主張するように法令に違反したとしても、一九九七年一〇月二八日の拿捕は条約第一一条の継続追跡の条件を満たさなかったと主張する。追跡と称されるものは、同号がギニアの接続水域のまったく外側にあったときに開始された。サイガ号は、同号が排他的経済水域の外にあったか又は水域を出ようとしていた一九九七年一〇月二八日朝にはじめて(レーダーにより)捕捉された。拿捕は、同号がギニアの排他的経済水域の南限を越えてから行われた。

141 セント・ヴィンセントはさらに、追跡開始の時と場所に関わりなく、それは中断されたと主張する。追跡開始に際して、条約第一一条が要求する視覚的又は聴覚的信号

を発さずに行われたとも主張する。

142 ギニアは、追跡に何らかの不正規性による瑕疵があることを否定し、追跡に従事した公務員は条約第一一条に定める要件にすべて従ったと主張する。その主張の一部において、ギニアは、追跡は一九九七年一〇月二七日にサイガ号がギニア関税法及び禁輸法の違反を行ったか又は行おうとしているとの情報をギニア当局が得た直後に開始されたと主張する。ギニアは他のところでは、サイガ号がまだギニアの排他的経済水域内にあった一九九七年一〇月二八日早朝に開始されたとも主張する。ギニアは、その主張において条約第一一条2に依拠する。

143 ギニアは、一九九七年一〇月二八日〇四時〇〇分頃、大型警備艇P三二八がサイガ号に対して停船を命じる無線放送を行い、これが無視されたと述べる。小型警備艇P三五がサイガ号の視程及び可聴範囲内に入ったときに聴覚的及び視覚的信号を発したとも主張する。同号を拿捕したギニアの公務員は、警備艇はサイレンを鳴らし、青色回転灯を点灯したと証言した。

144 ギニアは、拿捕がギニア排他的経済水域の外側で行われたことを認める。しかし、拿捕地点は船舶の旗国又は別の国の領海内ではないので、条約第一一条の違反はない

と主張する。

145 当事者が援用した条約第一一条の関連規定は、次のものである。

第一一条 追跡権

1 沿岸国の権限のある当局は、外国船舶が自国の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、当該外国船舶の追跡を行うことができる。この追跡は、外国船舶又はそのボートが追跡国の内水、群島水域、領海又は接続水域にある時に開始しなければならず、また、中断されない限り、領海又は接続水域の外において引き続き行うことができる。領海又は接続水域にある外国船舶が停船命令を受ける時に、その命令を発する船舶も同様に領海又は接続水域にあることは必要でない。外国船舶が第三十三条に定める接続水域にあるときは、追跡は、当該接続水域の設定によって保護しようとする権利の侵害があった場合に限り、行うことができる。

2 追跡権については、排他的経済水域又は大陸棚（大陸棚上の施設の周囲の安全水域を含む。）において、この条約に従いその排他的経済水域又は大陸棚（当該安全水域を含む。）に適用される沿岸国の法令の違反がある場合に準用する。

3 追跡権は、被追跡船舶がその旗国又は第三国の領海に入

ると同時に消滅する。

4 追跡は、被追跡船舶又はそのボート若しくは被追跡船舶を母船としてこれと一団となって作業する舟艇が領海又は、場合により、接続水域、排他的経済水域若しくは大陸棚の上部にあることを追跡船舶がその場における実行可能な手段により確認しない限り、開始されたものとされない。追跡は、視覚的又は聴覚的停船信号を外国船舶が視認し又は聞くことができる距離から発した後にのみ、開始することができる。

146 条約第一一条による継続追跡権の行使のための条件は、累積的である。追跡が条約上正当とされるためには、その各々が満たされなければならない。本件において、裁判所は、これら条件のいくつかが満たされていないと認定する。

147 一九九七年一〇月二七日に開始されたとされる追跡に関して、裁判所に提出された証拠は、ギニア税関海軍連合部隊に命令が発せられたとき、ギニア当局は、彼らが入手可能であった情報に基づいて、タンカーがギニア排他的経済水域においてギニア法に違反したとの疑い以上のものもちえなかった。裁判所はまた、この事情においてサイガ号に対して視覚的又は聴覚的停船信号は発せられ得なかつ

たことに注目する。さらに、この追跡は、中断された。ギニアの提出した証拠によれば、サイガ号搜索のために一九七一年一月二十六日に北に針路をとって出動した小型警備艇P三五は、サイガ号が針路を変えたとの報に接して、呼び戻された。この召還は、当初の追跡開始にいかなる法的根拠があったにせよ、明らかに追跡の中断を構成する。

148 一九七一年一月二十八日に開始されたと主張される追跡に関する限り、ギニアの提出した証拠は、追跡を開始するに先立って、条約第一一条4の要求するところにより必要な聴覚的又は視覚的停船信号をサイガ号に対して発出したとのその主張を支持しない。ギニアは、小型警備艇(P三五)がサイガ号の可視範囲及び可聴範囲に到達したときにそのサイレンを鳴らし、青色回転灯を点灯したと主張したが、このとき船橋にいた船長及び甲板にいたニアセ氏の両者とも、かかる信号が発せられたことを断定的に否認した。いずれにせよ、ギニアの主張した時点でのいずれの信号も、追跡開始のときに発せられたとは言えない。

149 裁判所は既に、条約に従って適用可能なギニアの法令のいずれにもサイガ号は違反していないとの結論に到達した。したがって、本件においてギニアによる継続追跡権の行使には法的根拠が存在しないことになる。

150 これらの理由により、裁判所は、ギニアが一九七一年一月二十八日に条約により追跡権行使が正当化されない状況でサイガ号に停船させ、同号を拿捕したと認定する。

151 裁判所は、ギニアがその訴答及び申立においてサイガ号に対する行動の少なくとも一部はサイガ号がギニア領アルカトラス島の接続水域において漁船に給油していたとの理由から正当化されうると主張したことに注目する。しながら、ギニアは、口頭手続中に次のように述べた。

ギニア接続水域における補給活動は、刑事法の適用には関連しうるものの、この局面には関連性を持たない。ここでの関連する区域は、関税圏である。これは、ギニア関税法により接続水域の範囲内かつ排他的経済水域の部分において設定された機能的水域である。これを慣習国際法の原則に基づく排他的経済水域に含まれるがギニア領域の一部とはならない限定的な関税保護水域ということができる。

152 裁判所は、サイガ号の追跡の合法性の問題をギニアによるその関税法の違反が接続水域内で発生したとの主張に基づいて考慮したわけではない。しかしながら、裁判所は、ギニアがそのサイガ号に対する行動の根拠を接続水域における関税法違反においたとしても、この問題に関する裁判所の結論は同一であることを書き留める。というのは、そ

の場合であっても、条約第一一條の定める継続追跡権行使のための条件が上記第147項及び第148項において述べた理由により満たされていなかったからである。

武力の使用

153 セント・ヴィンセントは、ギニアがサイガ号を停船させ拿捕するために過度のかつ不合理な武力を行使したと主張する。セント・ヴィンセントは、サイガ号が軽油をほぼ満載した最高速度一〇ノットの非武装のタンカーであり、ギニア当局が同号を大口径の自動砲からの実体弾により炸薬填実弾で射撃したと述べる。

154 ギニアは、サイガ号への移乗、同号の停船及び拿捕に際して用いられた武力が過度又は不合理であることを否定する。ギニアは、サイガ号が、再三の無線による停船命令の後も、P三五からの視覚的及び聴覚的信号にもかかわらず、停船を拒否したため、拿捕した公務員には砲撃に代わる手段が存在しなかったと主張する。ギニアは、砲撃は最後の手段として使用されたと主張し、大口径砲弾が用いられたことを否定する。ギニアは、武力の使用から生じた損害に対する責任は同号の船長及び乗組員にあるとする。

155 ギニアがサイガ号拿捕に用いた武力を考慮するに当た

って、裁判所は、国際法の適用のある規則の脈絡で拿捕の事情を考慮しなければならない。条約は船舶を拿捕する際の武力の使用について明示的規定を含んでいないが、条約第二九三条の規定により適用のある国際法は、武力の使用は可能な限り回避し、武力が不可避の場合、状況において合理的かつ必要な限度内でなければならないと定める。人道の考慮は、国際法の他の分野と同様に海洋法にも適用されねばならない。

156 これらの諸原則は、長期にわたり、海上における法執行活動において遵守されてきた。海上において停船のために用いられる通常の慣行は、第一に、国際的に承認された信号を使用して聴覚的及び視覚的停船信号を发出することである。これが成功しなかった場合には、船首を越える発砲を含む多様な行動をとりうる。追跡船が最後の手段として武力を行使しうるのは、適当な行動が失敗した後に限られる。その場合であつてさえも、適当な警告が船舶に対して発せられ、人命を脅かさないためにあらゆる努力が払われなければならない (S. S. "I'm Alone" case (Canada / United States, 1935), U. N. R. I. A. A., Vol. III, p. 1609; *The Red Crusader case* (Commission of Enquiry, Denmark-United Kingdom, 1962), I. L. R.,

Vol. 35, p. 485)。海上における船舶の拿捕の際の武力使用に関する基本原則は、一九八二年一月一〇日の国連海洋法条約の跨境魚資源及び高度回遊性魚資源の保存と管理に関する規定の実施のための協定によっても再確認される。この協定の第二一条1(f)は、次のように定める。

1 検査を行う国は、正当に権限を与えられたその検査員が次のことを行うよう確保する。

：

(f) 検査員の安全を確保するために必要な場合及び限度におけるもの並びに検査員がその任務の遂行を妨げられた場合を除き、武力の行使を避けること。使用される武力の程度は、状況により合理的に必要とされる限度を超えてはならない。

157 本件において、裁判所は、サイガ号がほぼ満載状態にあったこと、警備艇が接近しようとした際に喫水が深かったことに注目する。その最高速度は、一〇ノットであった。したがって、ギニア公務員は、さしたる困難なしに移乗できた。手続のある段階において、ギニアは、サイガ号が警備艇を沈めようと試みたという主張で砲撃を正当化しようとした。尋問中に、この主張は、警備艇の沈没の危険はサイガ号の故意の企てではなく同号の波によるのものであったとの趣旨に修正された。しかし、事情がどうであれ、公

務員が高速警備艇から、国際法及び国際慣行により要求される信号及び警告を発することなく、船体に対して実弾射撃をした事実は釈明の余地がない。

158 ギニアの公務員はまた、サイガ号の船上で過度の武力を行使した。抵抗されずに同号に移乗し、かつ乗員からの武力の行使や威嚇の証拠がないにも関わらず、船上で無差別に発砲を行い、機関を停止するために砲撃をした。このような方法で火器を用いて、ギニア公務員は、船体及び船上の人の安全に対してほとんど全く重要性を認めていないように思われる。この過程で、船体並びに機関室及び通信室の決定的に重要な装備は相当な被害を被った。そして、いっそう深刻なのは、無差別の銃撃が船上の二名の人に重傷を負わせたことである。

159 これらの理由により、裁判所は、ギニアは、サイガ号への乗船の前後にわたって過度の武力を行使し、人命を危険ならしめ、もって、セント・ヴィンセントの国際法上の権利を侵害したと認定する。

召喚令状

160 セント・ヴィンセントは、ギニアがサイガ号の船長に対するコナクリ第一審裁判所における刑事手続との関連で

発行された召喚令状においてセント・ヴィンセントを「民事有責」として召喚したことによりセント・ヴィンセントの国際法上の権利を侵害したと認定するよう裁判所に求める。

161 裁判所は、令状におけるセント・ヴィンセントの召喚はギニア法において何ら法的意義がないとのギニアの説明を書き留める。さらに、召喚令状は、船長に対する司法手続において重視されず、セント・ヴィンセントの公務員に送達された証拠もない。

162 裁判所は、サイガ号の船長に対する刑事手続との関連でセント・ヴィンセントを名指ししたことは不適当であると考え、この行動自体がセント・ヴィンセントの国際法上の権利の侵害を構成すると認めない。

一九九七年二月四日判決の履行

163 セント・ヴィンセントは、裁判所の一九九七年二月四日判決を履行して保証を銀行保証の形式で提供した後にギニアがサイガ号を速やかに釈放しなかったことにより条約第二九二条4及び第二九六条に違反したと認定するよう求める。

164 銀行保証は一九九七年二月四日の裁判所の判決言渡

から六日後の同月一〇日にギニア代理人に通報されたことは、当事者が共通して認めるところである。サイガ号は、一九九八年二月二十八日までコナクリを出発できなかったとも争われていない。したがって、セント・ヴィンセントからギニア代理人に対して銀行保証が通報された日から船舶及び乗組員の釈放までに少なくとも八〇日の遅延があった。

165 裁判所は、船舶が一九九八年二月二十八日に釈放されたことを書き留める。釈放は、一九九七年二月四日判決を履行するためであると釈放証書に明示的に記載されている保証の提供から八〇日後の船舶の釈放は、速やかな釈放とは考えられない。しかし、船舶の釈放の遅延にはいくつかの要因が寄与し、それらすべてがギニアの責に帰されるとは言いがたい。したがって、裁判所は、本件の事情において、ギニアが一九九七年二月四日判決の履行を怠ったとは認定しない。

166 よって、裁判所は、ギニアが条約第二九二条4及び第二九六条を遵守しなかったと認定しない。

賠償

167 セント・ヴィンセントは、裁判所に対して、ギニアが

セント・ヴィンセントの条約上の権利を侵害したことによる損害について、条約第一一条8及び条約第三〇四条の規定により適用のある国際法の下で責任を有すると宣言することを求める。

168 セント・ヴィンセントは、自然人及び法人に関して、実質的損害の賠償を請求する。賠償は、船体の損傷、サイガ号の所有者、運航者、積荷の所有者並びに船上の船長、乗組員その他の人の財政的損失に関して請求される。また、自由の喪失、苦痛を含む人身の傷害に関しても請求される。セント・ヴィンセントは、実質損害に関して与えられる賠償には、ハパーセントの利子が付されるべきことを要求する。

169 条約第一一条8は、次のとおり規定する。

追跡権の行使が正当とされない状況の下に領海の外において船舶が停止され又は拿捕されたときは、その船舶は、これにより被った損失又は損害に対する補償を受ける。

賠償は、次に掲げる条約第三〇四条の定めるところにより国際法の下でも課せらる。

この条約の損害についての責任に関する規定は、国際法に基づき責任に関する現行の規則の適用及び新たな規則の発展を妨げるものではない。

170 他国による国際違法行為の結果として損害を被った国は、違法行為を行った国から被った損害について賠償を得る権利を有すること、並びに、「賠償は、可能な限り、違法行為の結果すべてを払拭し、かつ、あらゆる蓋然性において、当該行為が行われなかったときに存在したであろう状態を回復しなければならない」(Factory at Chorzów, Merits Judgment No. 13, 1928, P. C. I. J., Series A, No. 17, p. 47) ことは、国際法の確立した規則である。

171 賠償は、「現物の再給付、賠償金、サティスファクション並びに再発防止の確約及び保証のいずれか又は組合せ」(国家責任に関する国際法委員会条文案第四二条1)の形式をとることができる。賠償は、経済的評価が可能な損害とともに、事案の事情に応じて、非実質損害についても金銭賠償の形式をとりうる。かかる事情には、違法行為を行った国の行動及び違反が生じた態様のような要因も含まれる。サティスファクションの形式による賠償は、権利の侵害が存在したとの裁判上の宣言により与えられることもできる。

172 裁判所の見解では、セント・ヴィンセントは、自国が直接被った損害並びにサイガ号の運航に関与し又は利益を有するすべての者を含めサイガ号により被った損害又は他

の損失について賠償を受ける資格が認められる。サイガ号の運航に関与し又は利益を有するすべての者を含めサイガ号により被った損害又は他の損失は、人身の傷害、違法な逮捕、抑留又は他の不法な待遇、財産への損害又は財産の没収及び逸失利益を含む他の経済的損失からなる。

173 裁判所は、金銭の損失、財産損害及び他の経済的損失に関して利子が支払われることが一般に公正かつ合理的であると考える。しかし、すべての事項に統一的な利率を適用することは要しない。本件において、裁判所は、賠償の支払に関して六パーセントの利率を設定する。この利率を決定するに当たり又は主たる事業が所在する国において通用している商業的条件である。軽油の価値に関しては、逸失利益を含むため、八パーセントという高利率が採用された。抑留並びに傷害、苦痛、障害及び精神的損害についての賠償には、判決の日の三箇月後から支払われる三パーセントという低利率が採用された。

174 支払われるべき賠償額に関して、セント・ヴィンセントは、実体的な書面を提出した。ギニアは、いくつかの請求の妥当性及び提示された金額の合理性を争う。ギニアはまた、いくつかの請求に関して提出された証拠も問題にす

る。

175 裁判所は、提出された請求書及び他の書面の精査を経て、次に掲げるように、総額二二万三三五七米ドル及び利子の賠償の命令を決定する。

- (a) サイガ号の損害（修理費を含む）。 二〇万二七六四米ドル、一九九八年三月三十一日より六パーセントの利子付
- (b) サイガ号の備船に関する損失 六五万二五〇米ドル、一九九八年一月一日より六パーセントの利子付
- (c) サイガ号のコナクリ抑留に関する費用 二五万六八九二米ドル、一九九八年一月一日より六パーセントの利子付
- (d) コナクリにおいて取り卸された軽油四九四一・三二二メートルトンの価値 八七万五二五六米ドル、一九九七年一月二八日より八パーセントの利子付
- (e) オルロフ船長の抑留 一万七七五〇米ドル、一九九九年一月一日より三パーセントの利子付
- (f) 乗組員その他船上の人員の抑留（附表に詳細を明記する。） 七万六〇〇〇米ドル、一九九九年一月一日より三パーセントの利子付
- (g) クルイイエフ二等航海士の医療費 三三三〇米ドル、

一九九八年一月一日より六パーセントの利子付

(h)ジブリル・ナイセ氏の医療費 六三一五米ドル、一九九八年一月一日より六パーセントの利子付

(i)クルイイエフ二等航海士の傷害、苦痛 一万米ドル、一九九九年一〇月一日より三パーセントの利子付

(j)ジブリル・ナイセ氏の傷害、苦痛、障害及び心理的損害 二万五〇〇〇米ドル、一九九九年一〇月一日より三パーセントの利子付

176 セント・ヴィンセントの旗を掲げる船舶に関するその権利の侵害についての賠償の請求に關し、裁判所は、第136項及び第159項において、ギニアが本件の事情においてサイガ号を拿捕し及び過度の武力を行使して、不法行為を行い、また、セント・ヴィンセントの権利を侵害したことを宣言した。裁判所は、これらの宣言が適当な賠償を構成すると考える。

177 セント・ヴィンセントは、ギニアによる違法な拿捕から生じた登録収入の逸失並びに同号及びその乗員の拿捕及び抑留を処理したその公務員による時間の損失から生じた支出についての賠償を命じるよう裁判所に要請する。裁判所は、サイガ号の拿捕がその旗の下への登録の減少と収入の逸失を引き起こしたことの証拠はセント・ヴィンセント

により提出されなかったことを書き留める。裁判所は、セント・ヴィンセントにその公務員に關して生じた費用は旗国の通常業務において発生したことから、セント・ヴィンセントが負担しなければならないと考える。これらの理由から、セント・ヴィンセントの行ったこれらの賠償の要求を容認しない。

金銭上の保証

178 当事者の申立は、セント・ヴィンセントが裁判所の一九九七年一二月四日判決に従ってサイガ号及びその乗員の釈放のための条件として提供した保証に關してとられるべき行動の問題を提起する。セント・ヴィンセントは、その抗弁書において、ギニアが「サイガ号の積荷の売却により得られた金額をセント・ヴィンセントに返還する」よう命じられることを求める。セント・ヴィンセントは、その申述書及び抗弁書における申立において、裁判所が命じた保証の一部としてギニアに提供された銀行保証の返却が裁判所により命令されることを求める。

179 裁判所は、一九九七年一二月四日判決においてギニアに対しサイガ号及びその乗員の釈放を命令した際、釈放は「合理的な保証金の支払又は合理的な保証の提供の後に」

行われねばならないと述べた。判決はさらに、「保証は、

(1)サイガ号から取り卸された軽油の全量及び(2)信用状若しくは銀行保証又は当事者が合意する場合には他のいずれかの形式で提供される額面四〇万米ドルから成らなければならぬ」と命令した。したがって、サイガ号から取り卸された軽油及びセント・ヴィンセントが提供した銀行保証は、セント・ヴィンセントが条約第二九二条４の求めるところに従い船舶及びその乗組員の釈放のために提供しなければならなかった二つの要素であった。

180 裁判所は、サイガ号事件（第二号）は速やかな釈放の手続ではなく、一九九七年二月四日判決は本件の争点ではないことを強調しなければならない。しかし、セント・ヴィンセントは、補償を求める損失の一つとして提供した保証を挙げた。裁判所は、コナクリにおける軽油の取り卸しによる分の損失についての賠償を命令した。裁判所は、銀行保証についても適当な行動をとることが必要であるとみなす。裁判所は、セント・ヴィンセントが保証の一部として提供した銀行保証は今後有効なものとして扱われるべきでないと考える。したがって、関連する文書は、ギニアよりセント・ヴィンセントに速やかに返却されるべきである。

費用

181 九八年合意において、当事者は、裁判所は「裁判所における手続において勝訴した当事者に生じた訴訟費用及び他の費用に関する裁定を行う権利を有する」ことに合意している。訴答書面及び最終申立において、各当事者は、裁判所に自国に生じた訴訟費用及び他の費用の弁済を裁定するよう求めた。加えて、ギニアは、暫定措置の申立てに関する手続の最終申立において、その手続に関して自国に生じた費用の弁済の裁定も求めた。

182 裁判所における費用に関する規則は、規程第三四条に定めるように、裁判所が別段の決定を行わない限り、各当事者が自国に生じた費用を負担するというものである。本件において、裁判所は各当事者が自らの費用を負担するという一般原則から離れる必要を認めない。したがって、本件手続の両段階に関し、各当事者が自国の費用を負担することを決定する。

主文

183 以上の理由により、裁判所は、

(1)全員一致で、

裁判所は、紛争に管轄権を有すると認定する。

(2) 全員一致で、

ギニアは、セント・ヴィンセントの請求の許容性に異議を申立てることを妨げられないと認定する。

(3) 一八票対二票で、

サイガ号はその拿捕の時点においてセント・ヴィンセントに登録されていなかったとのギニアの主張に基づくセント・ヴィンセントの請求の許容性に対する異議を却下する。

賛成…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、チャオ、

カミノス、マロッタ・タンジェル、ヤンコフ、カロト

キン、バク、バメラ・エンゴ、ネルソン、チャンドラ

セカラ・ラオ、アクル、アンダーソン、ウカス、レイ

ン、トレヴェス、マルシット及びエイリクソン各裁判

官。

反対…ワリオバ及びンディアエ各裁判官。

(4) 一八票対二票で、

サイガ号はその拿捕の時点においてセント・ヴィンセントとの間に真正な関係が存在しなかったとのギニアの主張に基づくセント・ヴィンセントの請求の許容性に対する異議を却下する。

〔賛成及び反対の裁判官は上記(3)と同一なので、氏名の列挙を省略する。以下(10)まで同じ。〕

(5) 一八票対二票で、

国内的救済が尽くされていないとのギニアの主張に基づくセント・ヴィンセントの請求の一部の許容性に対する異議を却下する。

(6) 一八票対二票で、

セント・ヴィンセントが行った請求が関わる個人がその国民でないとのギニアの主張に基づくセント・ヴィンセントの請求の一部の許容性に対する異議を却下する。

(7) 一八票対二票で、

ギニアは、サイガ号を拿捕し、同号及びその乗員を抑留し、その船長を訴追し及び有罪判決を下し、並びに、サイガ号を押収し及びその積荷を没収して、セント・ヴィンセントの条約に基づく権利を侵害したと決定する。

(8) 一八票対二票で、

サイガ号を拿捕するにあたり、ギニアは、条約の追跡権の行使に関する規定に反して行為し、よって、セント・ヴィンセントの権利を侵害したと決定する。

(9) 一八票対二票で、

サイガ号を停船させ、拿捕する間に、ギニアは、国際

法に反して過度の武力を行使し、それによってセント・ヴィンセントの権利を侵害したと決定する。

(10) 一八票対二票で、

ギニアが召喚令状においてセント・ヴィンセントを召喚されるべき民事上の責任を有するとしてセント・ヴィンセントを名指ししてセント・ヴィンセントの権利を侵害したとのセント・ヴィンセントの請求を棄却する。

(11) 一七票対三票で、

ギニアが裁判所の一九九七年一月四日判決を履行してサイガ号及びその乗組員を速やかに釈放するのを怠ったことにより、セント・ヴィンセントの条約上の権利を侵害したとのセント・ヴィンセントの請求を棄却する。

〔裁判官の投票態度は、ヴカス裁判官が賛成から反対にまわったことを除き、上記(3)から(10)までと同一。〕

(12) 一八票対二票で、

ギニアは、第17項に示されるところに従い、総額二二万三三三七米ドルの賠償を利子とともに支払わなければならないと決定する。

〔上記(3)から(10)までと同じ。〕

(13) 一三票対七票で、

各当事者が自己の費用を負担することを決定する。

賛成…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、チャオ、マロッタ・タンジェル、カロトキン、パク、バメラ・エング、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、ワリオバ、レイン、マルシット及びンディアエ各裁判官。
反対…カミノス、ヤンコフ、アクル、アンダーソン、ヴカス、トレヴェス及びエイリクソン各裁判官。

附表 (第17項(f))

氏名	船員/他	賠償額(米ドル)
セルゲイ・クルイイエフ	船員	一七〇〇
ミコラ・ピロノツコ	同	三三〇〇
オレクサンドル・ボプロフニク	同	三三〇〇
オレクサンドル・イワノフ	同	三三〇〇
イエウゲニ・コマニチ	同	三三〇〇
ワディム・クリウエンコ	同	三三〇〇
ウオロディミル・クトウイ	同	三三〇〇
イエウエン・ラスチョニク	同	三三〇〇
ウオロディミル・リマル	同	三三〇〇
セルギイ・マスロフ	同	三三〇〇
ウイアチエスラフ・ネジミノハ	同	三三〇〇

ニコライ・ポポフ	同	三三〇〇
ウオロディミル・シェフチェンコ	同	三三〇〇
ウアジル・ソルティス	同	三三〇〇
デニス・スタニスラフスキー	同	三三〇〇
セルギイ・タトウム	同	三三〇〇
バラノフ・パディム	同	三三〇〇
コンスタティン・ウオリネツ	同	三三〇〇
オレクサンドル・ウイシュネフスキー	同	三三〇〇
ラット・スカブ・フォール	塗装工	三三〇〇
ジブリル・ニアセ	同	一七〇〇
アブドウラエ・セヌ	同	三三〇〇

計

七六〇〇〇

一九九九年七月一日に自由ハンザ都市ハンブルグにて英語及び仏語（ともに等しく正文）により三部作成し、一部を裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれセントヴェインセント政府及びギニア政府に送付する。

〔裁判所規則第一二五条2により付与された権利を行使して、カミノス、ヤンコフ、アクル、アンダーソン、ヴカス、トレ

ヴェス及びエイリクソン裁判官が共同宣言を判決に添付した。また、裁判所規程第三〇条3により付与された権利を行使して、メンサ所長、ヴォルフム副所長並びにチャオ、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、アンダーソン、ヴカス及びレイン各裁判官がそれぞれ分離意見を、ワリオバ及びンディアエ各裁判官がそれぞれ反対意見表明して、判決に添付した。〕

II みなみまぐろ事件

(ニュージーランド対日本、

オーストラリア対日本)

暫定措置の要請 命令

裁判所は、

：

国連海洋法条約（以下、条約又は海洋法条約という。）

第二八七条5及び第二九〇条の規定並びに裁判所規程（以下、規程という。）第二二条及び第二五条の規定を考慮し、

裁判所規則（以下、規則という。）第八九条及び第九〇条の規定を考慮し、

オーストラリア（以下、豪という。）が一九九四年一月一六日に、日本が一九九六年七月二〇日に、そして、ニュージーランド（以下、NZという。）が一九九六年八月一八日に条約締約国になったことを考慮し、

豪、日本及びNZが条約第二八七条により紛争の解決のための手段を選択しておらず、よって、条約附属書七に定める仲裁手続を受け入れているものとみなされることを考慮し、

NZにより一九九九年七月一五日に日本に通報されたみなまぐろに関する紛争において条約附属書七による仲裁手続を開始する通告を考慮し、

豪により一九九九年七月一五日に日本に通報されたみなまぐろに関する紛争において条約附属書七による仲裁手続を開始する通告を考慮し、

NZにより一九九九年七月三〇日に裁判所に提出された条約第二九〇条5による暫定措置の裁判所による命令のための要請を考慮し、

豪により一九九九年七月三〇日に裁判所に提出された条約第二九〇条5による暫定措置の裁判所による命令のための要請を考慮し、

NZの要請が「みなみまぐろ事件（NZ対日本）、暫定措置の要請」の件名で件名簿に第三号として登載された事実を考慮し、

豪の要請が「みなみまぐろ事件（豪対日本）、暫定措置の要請」の件名で件名簿に第四号として登載された事実を考慮し、

裁判所が、これら要請に関する事件における手続を併合した一九九九年八月一六日命令を考慮して、

次のとおり命令する。

〔手続〕

- 1 豪、日本及びNZは、条約当事国であるので、
- 2 NZは、一九九九年七月三〇日午前八時三八分にNZと日本との間のみなみまぐろに関する紛争において条約第二九〇条5による暫定措置の命令のための要請をファクシミリで裁判所書記局に提出したので、
- 3 要請の認証謄本は、同日、裁判所書記により東京の日本国外務大臣に送達され、ドイツ駐劄日本国大使にも託されたので、
- 4 要請の原本及び援用書類は、一九九九年八月四日に提出されたので、
- 5 豪は、一九九九年七月三〇日午後二時三〇分に豪と日本との間のみなみまぐろに関する紛争において条約第二九〇条5による暫定措置の命令のための要請をファクシミリで裁判所書記局に提出したので、
- 6 要請の認証謄本は、同日、裁判所書記により東京の日本国外務大臣に送付され、ドイツ駐劄日本国大使にも託されたので、
- 7 要請の原本及び援用書類は、一九九九年八月五日に提

出されたので、

- 8 書記は、一九九九年七月三〇日に、NZ代理人として外務通商省法務部国際法律顧問兼部長ティモシー・ブルース・コリー氏の任命を、豪代理人として司法省国際法室首席室長補ウィリアム・マクファディアーン・キャンベル氏の任命を、そして、同年八月二日に、日本代理人として外務省条約局長東郷和彦氏の任命を通知されたので、
- 9 裁判所は、裁判官席に豪又はNZの国籍を有する裁判官を有しないので、
- 10 豪及びNZは各々、規程第一七条に従って、本件手続に裁判所の裁判官として参加する特別選任裁判官を選任する権利を有するので、
- 11 豪及びNZは、その要請において、同一の利害を有する当事者として両国が共同でシドニー大学国際法教授イヴァン・シェアラ氏を特別選任裁判官に指名することを裁判所に通報したので、
- 12 日本代理人は、規則第一九条により、シェアラ氏を特別選任裁判官に選任する豪及びNZの意思を一九九九年八月六日付書簡により通報され、一九九九年八月一六日までに見所を提出するよう求められたので、
- 13 日本よりシェアラ氏の特別選任裁判官としての選任に

対して異議が提起されず、裁判所自体にも問題はなかったため、シエアラ氏は、一九九九年八月一六日に開かれた公開廷において規則第九条の求める厳肅な宣言を各事件に関して行った後、手続に参加することを許されたので、

14 裁判所長は、当事者の見解を確認した後、各要請に関する別個の一九九九年八月三日命令により、弁論開始の期日を一九九九年八月一八日に定め、その通告は直ちに当事者に伝達されたので、

15 国連事務総長は、一九九九年七月三〇日付書簡により要請の通報を受け、条約締約国は、規程第二四条3により、書記による一九九九年八月四日付口上書によって要請の通報を受けたので、

16 追加書面が一九九九年八月五日、一二日及び一七日に豪により提出され、その謄本が他の各当事者に送付されたので、

17 当事者は、裁判所長が規則第四条により、かつ、豪及びNZの同意を得て行爲して、日本は一九九九年八月九日まで単一の応答声明書を提出できると指示したことを一九九九年八月六日付書簡により通報されたので、

18 一九九九年八月九日に、日本は、その応答声明書を書記局に提出し、声明書は、同日に豪代理人に、また、一九

九九年八月一〇日にNZ代理人に電子メールを通じて送付され、応答声明書の認証謄本は一九九九年八月一〇日に豪及びNZの代理人に伝書使により送付されたので、

19 裁判所は、規則第六八条により、一九九九年八月一六日及び一七日にその冒頭評議を開催し、当事者に特に取り組むことを望む論点及び争点を決定したので、

20 裁判所長は、一九九九年八月一七日の当事者の代表者との会合において、聴取のための手続に関する当事者の見解を確認し、規則第七六条に従って、裁判所が当事者に特に取り組むことを望む論点及び争点を通報したので、

21 弁論の開始に先立って、当事者は、「裁判所における立論の準備及び提出に関する指針」第一四項に従って、書面を提出し、豪が規則第七二条により裁判所に召喚する専門家に関する情報を提出したので、

22 規則第六七条2に従って、要請及び応答声明書並びにその添付書類の謄本は、口頭手続開始の日から公開されたので、

23 口頭弁論は、一九九九年八月一八日、一九日及び二〇日に五度開催された公開廷において、次に掲げる者から行われたので、

豪及びNZの名において

ティモシー・コーリー氏 NZ代理人兼補佐人

ウィリアム・キャンベル氏 豪代理人兼補佐人

デリル・ウィリアムズ氏 豪司法長官 豪補佐人

ビル・マンスフィールド氏 NZ補佐人兼弁護人

ジェイムズ・クロフォード氏 豪弁護人

ヘンリー・バメスタ氏 豪弁護人

日本の名において

東郷和彦氏 日本代理人

ロバート・T・グレイグ氏 日本補佐人

安藤仁介氏 日本補佐人

24 口頭弁論中に多くの地図、海図、表、グラフ及び文書の抜粋が、コンピュータ・モニタ上の表示を含めて、呈示されたので、

25 一九九九年八月一八日に、英国ロンドンのインペリアル・カレッジ（理王医科）ハクスレイ環境・地球科学・工学校長ジョン・ベディントン氏がNZ及び豪により専門家として召喚され（日本弁護人マシュー・スレイタ氏により予備尋問された）、クロフォード氏より尋問され、スレイタ氏より反対尋問されたので、

26 当事者は、一九九九年八月一九日及び二〇日に、裁判所が当事者に特に取り組むことを望むいくつかの論点及び

争点に対して書面により回答したので、

27 裁判所は、一九九九年八月二〇日の弁論中に、当事者に対して質問を行い、それに対する回答が同日書面により提出されたので、

〔当事者の主張〕

28 NZは、一九九九年七月一五日通告及び添付された請求書において、日本が、就中、一九九八年及び一九九九年にみなまぐろの一方的な調査漁獲を行ったことよってみなまぐろ資源の保存に協力する義務を履行していないかったと主張し、したがって、附属書七により設置される仲裁裁判所（以下、仲裁裁判所という。）に対して、次のように裁判し、宣言することを求めたので、

1 日本は、次に掲げることによるものを含めて、SBT「みなまぐろ」資源の保存及び管理に関してUNCLOS「国連海洋法条約」第六四条及び第一一六条から第一一九条までの規定に基づく義務に違反した。

(a) 必要な保存措置を自国民についてとる第一一七条における義務に違反して、公海において漁獲に従事する自国民に対して、第一一九条の求める最大持続生産量を実現できる水準でのSBT資源の維持又は回復に必要な保存措置を定め

ることを怠っていること

(b) 一九九八年及び一九九九年に、事前に合意された委員会「みなみまぐろ保存委員会」の国別割当を超過して SBT が日本により漁獲される結果をもたらす一方的調査漁獲を実施したこと

(c) 第一一六条(b)において認められた沿岸国としての NZ の権利及び利益に反する一方的行動をとり、調査漁獲の過程において第一一九条 3 に反して NZ 国民を差別する方法で自国民に追加的な SBT 漁獲を許していること

(d) SBT の保存及び管理を確保するために、UNCLOS 第六四条により要求されるように、NZ と誠実に協力することを怠っていること

(e) その他、予防原則の要件に鑑みて、SBT の保存及び管理に関する UNCLOS 上の義務を履行していないこと

2 日本は、上記の UNCLOS 違反の結果として、次のことを行わなければならない。

(a) NZ 及び豪の合意なしに、これ以上の SBT 調査漁獲の許可又は実施を差し控えること

(b) 最大持続生産量を実現することのできる水準に SBT 資源を回復又は維持するために必要な SBT のための将来の保存措置及び TAC 「総漁獲可能量」について合意するため、委員会によるものを含めて、NZ と誠実に交渉及び協力すること

(c) NZ 及び豪と代替的な漁獲水準に関して合意を達成するまでの間、その国民及びその管轄権に服する人が、SBT の年間漁獲量を両国と合意した既存の国別割当量を超えて SBT を採捕しないことを確保すること

(d) いずれの漁業年においても、その漁獲を委員会において最後に合意されたその国別割当から一九九八年及び一九九九年の調査漁獲中に日本が採捕した SBT の量を減じた量に制限すること

3 日本は、NZ の手続費用を支払う。

29 豪は、一九九九年七月一日通告及び添付された請求書において、日本が、就中、一九九八年及び一九九九年にみなみまぐろの一方的な調査漁獲を行ったことによってみなみまぐろ資源の保存に協力する義務を履行していなかったと主張し、したがって、仲裁裁判所に対して、次のように裁判し、宣言することを求めたので、

〔省略 NZ を豪に換え、前項の主張と同様〕

30 豪及び NZ は、一九九九年七月一日通告において、日本が仲裁裁判所が組織されるまでの間、紛争に関するいくつかの暫定措置に合意すること又は暫定措置の問題を直ちに本裁判所に付託することに合意することを求め、さらに、二週間以内に日本が合意しない場合には、当該期間の

満了後直ちに、かつ、新たな通告なしに本裁判所に暫定措置の命令を要請する権利を留保したので、

31 NZが本裁判所への一九九九年七月三〇日付要請において求める暫定措置は、次のとおりであるので、

(1)日本は、直ちにS B T調査漁獲を中止すること

(2)日本は、いずれの漁業年においても、その漁獲をみなみまぐろ保存委員会(委員会)において最後に合意されたその国別割当から一九九八年及び一九九九年の調査漁獲中に日本が採捕したS B Tの量を減じた量に制限すること

(3)当事者は、紛争の最終的解決までの間、S B T漁業において予防原則に従って行為すること

(4)附属書七仲裁裁判所に付託された紛争を重大化し、拡大し又はその解決をいっそう困難にすることのあるいかなる行動もとらないことを確保すること

(5)当事者は、附属書七仲裁裁判所が下すいずれかの決定の実施に関する各々の権利を害することのあるいかなる行動もとらないことを確保すること

32 豪が本裁判所への一九九九年七月三〇日付要請において求めた暫定措置は、次のとおりであるので、

(省略 前項の措置と同一)

33 日本が応答声明書において提出した申立及び立論は、次に掲げることを含んでいるので、

豪及びNZは、本件紛争に関して附属書七により組織される仲裁裁判所が管轄権を有し、附属書七により仲裁裁判所が組織されるまでの間、本裁判所にUNCLOS第二九〇条5により暫定措置の要請を受理させるために、二つの条件を満たさなければならない。第一に、附属書七裁判所は推定的管轄権を有しなければならない。このことは、就中、紛争が他の国際協定ではなくUNCLOSの解釈又は適用に関わらなければならないことを意味する。第二に、豪及びNZは、UNCLOS第一五部第一節に従って解決を達成するよう誠実に試みていなければならない。豪及びNZはいずれの条件も満たしていないので、附属書七裁判所は推定的管轄権を有さず、よって、本裁判所はいかなる暫定措置も命令する権限を有さない。

：

裁判所が、問題が適正に付託され、かつ附属書七裁判所が推定的管轄権を有すると決定する場合には、日本は、裁判所に對して、ITLOS規則第八九条5に従って、豪及びNZは当事国間の未解決の問題(継続的EFP「調査漁獲計画」のための議定書並びに二〇〇〇年のTAC及び国別割当を含む。)に関して六箇月以内にコンセンサスを達成するよう、至急かつ誠実に、日本との交渉を再開することを命じる形で日本に暫定的救済を与えるよう求める。当事国がこの交渉再開から六箇月以内にコンセンサスに到達しない場合には、裁

判所は、いずれかの残された不一致は当事国間の一九九八年
一二月合意に基づき、かつ、EFPWG「調査漁獲計画作業
部会」への付託条件に従って、その解決のために独立の科学
者パネルに付託されることを命令することとなる。

：事実の陳述並びにSBT保存に関する豪、NZ及び日本の
間の交渉の経緯は、豪及びNZが共同調査漁獲計画の条件に
関する協議及び交渉を終了した際の悪意と、UNCLOS上
の問題を欠くにも関わらず、かつ、第一五部が完全な利用を
命じる友好的紛争解決規定を尽くさずに、UNCLOSの下
での手続に飛びついたことを裏付ける。

：申立

上述の応答及びその添付書類に基づき、日本政府は、豪及び
NZによる暫定措置の要請は却下され、日本の暫定措置の対
抗的要請が認められるべきであると申し立てる。

34 豪とNZは、一九九九年八月二〇日に開かれた公開廷
における最終申立において、次に掲げる暫定措置の命令を
要請したので、

〔省略 上記第31項の措置と同一〕

35 日本は、一九九九年八月二〇日に開かれた公開廷にお

いて、次のように最終申立を提出したので、

第一に、豪及びNZの暫定措置の命令のための要請は、却
下されるべきである。

第二に、日本の行ったすべての申立にもかかわらず、裁判
所が、この問題は適正に付託され、附属書七裁判所が推定の
管轄権を有すること並びに裁判所が暫定措置を命令すること
が可能かつ必要であると決定する場合には、裁判所は、IT
LOS規則第八九条5に従って、豪及びNZは当事国間の未
解決の問題（継続的EFPのための議定書並びに二〇〇〇年
のTAC及び国別割当を含む。）に関して六箇月以内にコン
センサスを達成するよう、至急かつ誠実に、日本との交渉を
再開することを命じる形で日本に暫定的救済を与えるべきで
ある。当事国がこの交渉再開から六箇月以内にコンセンサス
に到達しない場合には、裁判所は、いずれかの残された不
一致は当事国間の一九九八年一二月合意に基づき、かつ、EFP
作業部会への付託条件に従って、その解決のために独立の
科学者パネルに付託されることを命令することとなる。

〔裁判所の管轄権〕

36 豪及びNZはともに、条約第二八六条及び第二八七条
により、みなみまぐろに関するその紛争において日本に対
して仲裁裁判所における手続を開始したことを考慮し、

37 豪及びNZは、一九九九年七月一日に、紛争の仲裁裁判所への付託及び暫定措置の要請を日本に通告したことを考慮し、

38 豪及びNZは、一九九九年七月三〇日に条約第二九〇条5に定める二週間の期間が満了してから、裁判所に暫定措置の要請を提出したことを考慮し、

39 条約第二九〇条5の関連部分は、次のように規定することを考慮し、

この節の規定に従って紛争の付託される仲裁裁判所が構成されるまでの間、紛争当事国が合意する裁判所又は暫定措置に対する要請が行われた日から二週間以内に紛争当事者が合意しない場合には国際海洋法裁判所は、構成される仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すると推定し、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。

40 裁判所は、条約第二九〇条5により暫定措置を定める前に、仲裁裁判所が管轄権を有すると推定されると認めなければならぬことを考慮し、

41 豪及びNZは、仲裁裁判所の管轄権の基礎として次のように定める条約第二八八条1を援用したことを考慮し、

前〔第二八七〕条に規定する裁判所は、この条約の解釈又

は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する。

42 日本は、紛争は法的というよりは科学的なものであると主張していることを考慮し、

43 裁判所の見解によれば、当事者間の不一致は法的論点にも関わることを考慮し、

44 裁判所の見解によれば、紛争は「法又は事実の点に関する不一致、法的見解又は利益の衝突であ」(*Maorom-matis Palestine Concessions, Judgment No. 2, 1924, P. C. I. J., Series A, No. 2, p. 11*)、⁹「一方の当事者の請求が他方により積極的に反対されていることが示されなければならぬ」(*South West Africa, Preliminary Objections, Judgment, I. C. J. Reports 1962, p. 328*)¹⁰ことを考慮し、

45 豪及びNZは、日本が一方的に調査漁獲計画を立案及び実行して海洋法条約第六四条及び第一一六条から第一一九条までの規定、一九九三年のみなみまぐろ保存条約(以下、一九九三年条約という。)の規定並びに慣習国際法の規則に違反していると主張することを考慮し、

46 日本は、紛争は一九九三年条約の解釈又は履行に関わり、海洋法条約の解釈又は適用に関わらないと主張することを考慮し、

- 47 日本は、自らが豪及びNZの引用した海洋法条約のいずれかの規定を遵守していないことを否定することを考慮し、
- 48 第一一六条から第一一九条までと併せて読めば、条約第六四条により、条約締約国は高度回遊性の種の保存を確保し、その最適利用の目的を促進するために、直接に又は適当な国際機関を通じて協力する義務を負うことを考慮し、
- 49 条約附属書一に含まれる高度回遊性の種の列挙は、みなまぐろ *thunnus maccoyii* を含むことを考慮し、
- 50 一九九三年条約により設けられたみなまぐろ保存委員会内及び一九九三年条約非当事国との関係における当事者の行動は、当事者が海洋法条約上の義務を履行をしている範囲の程度に関連することを考慮し、
- 51 一九九三年条約が当事者間に適用される事実は、みなまぐろの保存及び管理に関して海洋法条約の規定を援用する権利を排除しないことを考慮し、
- 52 裁判所の見解によれば、豪及びNZが援用する海洋法条約の規定は、仲裁裁判所の管轄権を根拠づける基礎を与えると考えられることを考慮し、
- 53 日本は、一九九三年条約が紛争解決手続を規定しているために、仲裁裁判所への付託は排除されっていると論じることを考慮し、
- 54 豪及びNZは、一九九三年条約は海洋法条約第二八二条により要求される拘束力のある決定を伴う義務的な紛争解決手続を規定していないため、仲裁裁判所に提訴することとは排除されないと主張することを考慮し、
- 55 裁判所の見解によれば、一九九三年条約が当事者間に適用される事実は、海洋法条約第一五部第二節の手続の利用を排除しないことを考慮し、
- 56 日本は、豪及びNZが、紛争を条約第一五部第二節による手続に付託する前に、第一五部第一節、特に、第二八一条による、交渉その他の合意された平和的手段による友好的紛争解決手段を尽くしていないと主張することを考慮し、
- 57 交渉及び協議が当事者間で行われたこと並びに豪及びNZはこれらの交渉が一九九三年条約によるものであると同時に海洋法条約によるものでもあると考えていたことが記録により示されることを考慮し、
- 58 豪及びNZは、これら交渉に関して日本宛に送られた外交文書において条約の規定を援用したことを考慮し、
- 59 豪及びNZは、交渉が終了したと述べたことを考慮し、
- 60 裁判所の見解によれば、締約国は、解決の可能性が尽

きたと結論した場合には、条約第一五部第一節による手続を追求する義務を負わないことを考慮し、

61 裁判所の見解によれば、条約第一五部第二節による手続を援用する要件が満たされたことを考慮し、

62 これらの理由により、裁判所は、仲裁裁判所は紛争について管轄権を有すると推定されると認定することを考慮し、

〔命令の許容性と要因〕

63 条約第二九〇条5によれば、暫定措置は、仲裁裁判所が構成されるまでの間、裁判所が事態の緊急性により必要と認める場合に定めることができることを考慮し、

64 よって、裁判所は、仲裁裁判所が構成されるまでの間、暫定措置が必要とされるか否かを決定しなければならないことを考慮し、

65 条約第二九〇条5によれば、仲裁裁判所は、構成されれば、本裁判所により定められたいかなる暫定措置も修正し、取り消し又は維持することができることを考慮し、

66 日本は、本件の事情において暫定措置の命令を必要とする緊急性はないと主張することを考慮し、

67 条約第二九〇条によれば、裁判所は、暫定措置を当事

者のそれぞれの権利を保全し又は海洋環境に対する重大な害を防止するために定めることができることを考慮し、

68 豪及びNZは、日本が一方的に調査漁獲計画を実施して条約第六四条及び第一一六条から第一一九条までの規定による豪及びNZの権利を侵害したと主張することを考慮し、

69 豪及びNZは、仲裁裁判所による問題の審理までの間、みなまぐろのこれ以上の漁獲は両国の権利を侵害すると主張することを考慮し、

70 海洋生物資源の保存は、海洋環境の保護及び保全の一要素であることを考慮し、

71 当事者間に、みなまぐろ資源が激しく枯渇し、歴史的に最低水準にあること及びそのことが重大な生物学的懸念の原因であることに不一致はないことを考慮し、

72 豪及びNZは、日本は一方的に調査漁獲計画を実施して、当事者にみなまぐろ資源の保存及び管理における協力を求める条約第六四条及び第一一八条による義務に従っておらず、日本の行動は資源への脅威であると主張することを考慮し、

73 日本は、入手可能な科学的証拠は調査漁業計画の実施がみなまぐろ資源に対する脅威の増大を生じないことを

示し、調査漁業計画は資源回復の潜在的可能性についていっそう信頼性の高い評価に到達するために必要であると主張することを考慮し、

74 豪及びNZは、入手可能な科学的証拠は調査漁獲により採捕されるみなまぐろの量が資源の存在を脅かしうると主張することを考慮し、

75 裁判所は、みなまぐろの商業漁獲が一九九九年の残りの期間及びそれ以後も続く予定であるとの情報を当事者から得たことを考慮し、

76 一九九三年条約非当事国の漁獲が一九九六年以降相当に増加していることを考慮し、

77 裁判所の見解によれば、当事者は、この事情において、みなまぐろ資源に対する重大な害を防止するために効果的な保存措置をとることを確保するため、節度と注意をもって行為すべきであることを考慮し、

78 当事者は、資源の保存を確保し最適利用の目的を促進するためにみなまぐろ漁業への他の参加者と協力する努力を強化すべきであることを考慮し、

79 みなまぐろ資源を保存するためにとられるべき措置に関して科学的不確実性が存在すること及びこれまでにとられた保存措置がみなまぐろ資源の改善をもたらしたか

否かについて当事者間に合意が存在しないことを考慮し、
80 裁判所は、当事者の提出した科学的証拠を終局的に評価することはできないが、当事者の権利を保全し、みなまぐろ資源のいっそうの衰退を避けるために緊急事項として措置を命じるべきであると認定することを考慮し、

81 裁判所の見解によれば、調査漁獲計画の枠組内で採られる漁獲は、合意された基準による場合を除き、当事者によりその各々に定められた最新の水準を超過する総漁獲量を生じるべきではないことを考慮し、

82 現在策定されている日本の調査漁獲計画は、一九九八年に行われた試験的計画を受けて、一九九九年から二〇〇一年までの三年計画であることを考慮し、

83 裁判所は、日本が一九九九年八月二〇日に裁判所における日本代理人の弁論により「一九九九年の調査漁獲計画は八月三十一日に終了する確約」を行ったことを記録にとどめたことを考慮し、

84 しかしながら、日本は、一九九九年以降の調査漁獲計画に関しては誓約をしていないことを考慮し、

85 以上の理由により、裁判所の見解によれば、暫定措置はこの事情において適當であると考慮し、

86 規則第八九条5に従って、裁判所は、一部又は全部が

要請されたものと異なる暫定措置を定めることができることを考慮し、

87 条約第二九〇条6による定められた措置の拘束力及び当該措置の迅速な遵守の要件を考慮し、

88 各当事者は、規則第五十五条1により、定められた暫定措置の遵守に関する報告及び情報を裁判所に提出することとを求められていることを考慮し、

89 裁判所が暫定措置の遵守に関する当事者からのいっそうの情報に要請する必要があること、そして、規則第九十五条2により裁判所長が当該要請を行う権限を付与されることが適当であることを考慮して、

〔主文〕

90 以上の理由により、
裁判所は、

1 仲裁裁判所が決定を行うまでの間、次の措置を命じる。

二〇票対二票で、

(a) 豪、日本及びNZはそれぞれ、仲裁裁判所に付託された紛争を悪化又は拡大することのある行動がとられ

ないことを確保しなければならない。

賛成…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、チャオ、カミノス、マロッタ・タンジェル、ヤンコフ、山本、カロトキン、パク、バメラ・エンゴ、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、アクル、アンダーソン、ワリオバ、レイン、トレヴェス、マルシット及びインディアエ各裁判官並びにシェアラ特別選任裁判官。

反対…ウカス及びエイリクソン各裁判官。

二〇票対二票で、

(b) 豪、日本及びNZはそれぞれ、仲裁裁判所が下すことのある本案に関する判決の実行を害することのある行動がとられないことを確保しなければならない。

〔賛成及び反対の裁判官は上記(a)と同一なので、氏名の列挙を省略する。〕

一八票対四票で、

(c) 豪、日本及びNZは、別段の合意を行わない限り、その年間漁獲量が当事者により最後に合意された水準それぞれ、五二六五トン、六〇六五トン、四二〇トンの年間国別割当を超えないことを確保しなければならない。一九九九年及び二〇〇〇年の年間漁獲の算出にあたり、仲裁裁判所のいかなる決定をも害することな

く、調査漁獲計画の一部として一九九九年中に行われた漁獲量を考慮しなければならない。

賛成…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、カミノス、

マロッタ・タンジエル、ヤンコフ、カロトキン、バク、バメラ・エンゴ、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、アクル、アンダーソン、レイン、トレヴェス、マルシット、エイリクソン及びンディアエ各裁判官並びにシェアラ特別選任裁判官。

反対…チャオ、山本、ヴカス及びワリオバ各裁判官。

二〇票対二票で、

(d) 豪、日本及びNZは、他の当事者の合意を得て行う場合を除くほか、調査漁獲量が前項に定める年間国別割当から差し引かれない限り、みなみまぐろの漁獲を含む調査漁獲計画の実行を差し控えなければならない。

賛成…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、チャオ、

カミノス、マロッタ・タンジエル、ヤンコフ、カロトキン、バク、バメラ・エンゴ、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、アクル、アンダーソン、ワリオバ、レイン、トレヴェス、マルシット、エイリクソン及びンディアエ各裁判官並びにシェアラ特別選任裁判官。

反対…山本及びヴカス各裁判官。

二一票対一票で、

(e) 豪、日本及びNZは、みなみまぐろの保存及び管理のための措置に関する合意に到達するため、遅滞なく交渉を再開すべきである。

賛成…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、チャオ、

カミノス、マロッタ・タンジエル、ヤンコフ、山本、カロトキン、バク、バメラ・エンゴ、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、アクル、アンダーソン、ワリオバ、レイン、トレヴェス、マルシット、エイリクソン及びンディアエ各裁判官並びにシェアラ特別選任裁判官。

反対…ヴカス裁判官。

二〇票対二票で、

(f) 豪、日本及びNZは、みなみまぐろ資源の保存を確保し及びその最適利用の目的を促進するために、みなみまぐろ漁業に従事する他の国及び漁業主体と合意を達成するよういつその努力を行うべきである。

賛成…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、チャオ、

カミノス、マロッタ・タンジエル、ヤンコフ、山本、カロトキン、バク、バメラ・エンゴ、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、アクル、アンダーソン、レイン、トレヴェス、マルシット、エイリクソン及びンディアエ各裁判官並びにシェアラ特別選任裁判官。

反対…ヴカス及びワリオバ各裁判官。

二一票対一票で、

2 各当事者は、可能な限り速やかにかつ一九九九年一月六日までに、規則第九十五条1にいう最初の報告を提出しなければならぬことを決定し、また、裁判所長に同日以降自ら適当と考えるいっそうの報告及び情報を要請する権限を付与する。

賛成…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、チャオ、カミノス、マロッタ・タンジェル、ヤンコフ、山本、カロトキン、バク、バメラ・エンゴ、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、アクル、アンダーソン、ワリオバ、レイン、トレヴェス、マルシット、エイリクソン及びンディアエ各裁判官並びにシエアラ特別選任裁判官。

反対…ヴカス裁判官。

二一票対一票で、

3 条約第二九〇条4及び規則第九四条に従い、本命令において定められた暫定措置は、書記により、みなみまぐろ漁業に参加しているすべての条約締約国に適当な手段を通じて速やかに通報されることを決定する。

〔賛成及び反対の裁判官は上記2と同一なので、氏名の列举を省略する。〕

一九九九年八月二七日に自由ハンザ都市ハンブルグにて

英語（正文）及び仏語により四部作成し、一部を裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれNZ政府、豪政府及び日本政府に送付する。

〔ヴォルフム副所長、カミノス、マロッタ・タンジェル、ヤンコフ、アンダーソン及びエイリクソン裁判官の共同宣言、ワリオバ裁判官の宣言、レイン及びトレヴェス裁判官の共同分離意見、山本及びバク裁判官の共同分離意見、シエアラ特別選任裁判官の分離意見並びにヴカス裁判官の反対意見が付された。〕